

自治研 **ちば**

JICHIKEN CHIBA

vol.3

2010年10月

2010年度の地方財政計画と千葉県の財政状況
—自治研センター講演会から—



鴨川市 大山千枚田

一般社団法人 **千葉県地方自治研究センター**

〒260-0026 千葉県千葉市中央区千葉港4-4 千葉県労働者福祉センター5階

TEL.043-246-0511

自治研ちば vol.3 2010.10

• 巻頭言	副理事長 佐藤 晴邦	2
• 自治研センター講演会 2010年度の地方財政計画と千葉県の財政状況	(助)地方自治総合研究所研究員 高木 健二	3
• 銚子市立病院 1年8ヶ月ぶりに再開	銚子市議会議員 加瀬 庫蔵	27
• 小さな自治体の継続に向けて	酒々井町議会議員 川島 邦彦	33
• 北総鉄道運賃値下げと地方自治	鎌ヶ谷市議会議員 ふじしろ 政夫	37
• 公共の担い手	トータル介護サービス アイ 代表 大塚美知雄	44
• 連載:「房総の自治鉤脈」第3回	理事長 井下田 猛	49
• 連載③: 数字で掴む自治体の姿	副理事長 法政大学法学部教授 宮崎 伸光	53
• シリーズ 千葉の地域紹介 「東洋のドーバー」銚子屏風ヶ浦	銚子市役所 平野 寛	65
• 今期の入手資料	編集部	66
• 読者の声	千葉市若葉区役所市民課 赤荻 渉さん	67
• 一般社団法人 千葉県地方自治研究センターの概要 (会員募集)		68
• 次回講演会予告／編集後記	事務局長 高橋 秀雄	69



地域で支えあうネットワークづくり

副理事長 佐藤 晴邦

最近、街中の住宅街を歩いていると、密集した家々の中に庭の草木が伸び放題となり、人が住んでいない家が気になるようになりました。しっかりしたつくりの古い家だと、暮らしていたお年寄りが病気になる、住むに住めなくなって、他に移ったのかなと勝手な想像をしてしまいます。

廃屋や空き地が増えている理由は様々だと思いますが、高齢のために住めなくなったのではないかと思わず考えてしまうほど、高齢者にまつわるニュースが日々流されています。孤独死もそのひとつです。

常盤平団地の孤独死対策の実践

松戸の常盤平団地は、孤独死対策の取り組みで有名です。常盤平団地は、1960年に入居が始まり、住民約1万人のうち3分の1が65歳以上です。2001年春に死後3年経過した遺体（男性67歳）が発見され、その1年後にも亡くなっていた男性（50歳）が見つかったのが取り組みのきっかけとなりました。

団地自治会は、2002年から見回りや一人暮らしの登録など、自治会と地区社会福祉協議会、民生委員が連携して「孤独死ゼロ作戦」をスタートしました。また、「孤独死110番」の設置や専門家との交流会、厚生労働省への要請など積極的な取り組みを進めてきました。

その結果、孤独死した場合でも以前とは違い周りが異変に早く気づき、死後3日以内に見つかるケースがほとんどということです。

地域住民が主体の「地域主権改革」

民主党政権になった本年6月、「地域主権戦略大綱」が閣議決定されました。大綱では、「地域主権改革」とは「日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにすると

もに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革」と定義しています。

「地域主権」という言葉には、旧政権にはなかった地方分権を一層推し進めるという強い意思が感じられます。民主党政権が打ち出している「新しい公共」という考え方とあいまって、地域住民の主体的な取り組みの重要性が強調されています。この改革の流れに棹さして、ぜひ早期に実現させたいものです。

先ほど常盤平団地自治会の取り組みに触れましたが、孤独死予防で重視していることは住民同士のあいさつだそうです。松戸に限らず都市化した県央・北西部では同様の問題を抱えています。地域で支えあって生きていくために、基本となるのが、隣人や友人とのネットワークや地域コミュニティをどう再構築していくかということです。

自治体は住民同士の主体的な取り組みの積極的なバックアップを

そのために、自治体は地域公共サービスの核となる部分を担うのは当然として、住民同士の主体的な取り組みをバックアップすることも大きな役割になります。そして、地域を支えあうネットワークや地域コミュニティづくりを中心に担うスタッフの皆さんにはボランティアという働き方ではなく、菅首相が主張する雇用創出の具体策として、しっかりとサポート体制が必要です。

千葉県地方自治研究センターが再建されて1年を経ようとしています。当センターの活動はこれから充実させなければなりません。地域で支えあって生きていくための地域住民の取り組みを支援するという視点で情報発信や研究活動を進めていくことが大切だと考えています。皆様のご支援・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

自治研センター講演会

2010年6月19日

2010年度の地方財政計画と 千葉県の財政状況

講師：(財)地方自治総合研究所研究員 高木 健二

御紹介いただきました自治総研の高木でございます。

司会の方からあったように、鳩山内閣が崩壊して菅内閣が登場し、まさに今日、千葉の駅前にその菅直人総理が来る、また、ワールドカップも、日本代表はだれしも負けると思っていたのに、第1試合で勝ってしまって、今日の夕方から試合があると。こういう話には、到底予想もつきませんでした。大変流動化した時代の中で、自治研センターの勉強会が行われます。1時間足らずの時間ですので、早口で恐縮なのですが、問題提起をさせていただきたいと思います。

お手元に「マニフェストと地方財政」ということで、鳩山内閣が子ども手当の新設とか、大きな変動を及ぼす改革をやりまして、それをずっとトレースしてきたものです。最後の予算でどうなったのかを、うまくまとめたものです。昨日ですか、新しい民主党のマニフェストが発表されましたので、これを土台に考えていくと、地方財政への影響というのがわかるということになります。

それともう一つは、今年度の新政権による2010年度の地方財政で、最後に「やってみよう、わがまちの財政分析」というように進めていきたいと思います。

1 マニフェストと地方財政

(1) 子ども手当

まず、一番大きいのは子ども手当です。所得制限を入れるべき等々の議論もありましたが、最終的には所得に関係なく子どものいる

方財政計画と千葉県

師：高木 健二 先生（地方自治総研）



家庭すべてに1万3,000円、来年度になると2万6,000円を支給するということでした。

しかし、新マニフェストでは、来年度の半分上乗せ分は「上乗せする」という形で書いてありまして、非常に微妙な表現になっています。上積み分は、地域の実情に応じて現物サービスを提供することができる、例えば、保育所定員増、保育料軽減、医療費の負担軽減、給食の無料化、ワクチン接種の公費助成などにあてることができるようにすると、こうなっていますね。

ですから、地域ごとに全部変わってくるかも知れません。これは、自治体の判断でやるということになるのでしょうかけれども、住民の方から見ますと「いや、私はお金をもらいたい」という人も出てくると思うし、「保育所の増設に使ってもらいたい」という人も出てくるでしょう。都市部では、保育所の待機者が多いのですが、田舎へ行くと保育所が余っていますから、一様にそういうふうにはいかないということで、地域の実情に応じて使うということはいいのですけれども、大変なことになると思います。住民の意見を聞いてやっていくということになると思います。

(2) 地方財政計画

2010年度の地方財政計画では、児童手当及び子ども手当交付金は、国負担分が1兆6,600億円、地方負担分は5,478億円で、計2兆2,100億円が計上されました。歳入では、補助金の中に子ども手当交付金が約1兆6,000億円ということになっております。問題は、地方財政への影響をどう理解するかというときに、ぜひ今日の主題でもあるのですが、余り皆さんなじみがないと思うのですが、地方財政計画というのをぜひ知っていただきたいということです。

地方財政計画は、歳入と歳出がありまして、都道府県と市町村の歳入と歳出見通しが全部一緒に入っています。本当は別個にすればいいのですが、できないとういうことで一緒になっています。

子ども手当は歳入の方に入っています。補助金の中に子ども手当交付金が、約1.7兆円入っています。これが地財計画の特徴なのですけれども、歳出の方に、同じように、まず国負担があり、それから地方負担があります。当初は全額国負担でやると言っていたのですが、そうなる今この児童手当を全部廃止してやることになったのですが、児童手当には地方負担分も入っています。それから企業負担分も入っています。国負担分もちろん入っています。地財計画には企業負担分は入れない。結局、今の児童手当に子ども手当を上乗せしたという形になっているのです。ですから、地方負担分が残ってしまったということです。ですから、これは交付金と同じ額は国負担分として、歳出の方に計上されるのです。

地方負担の方は、約5,478億円です。なぜこれが地方負担に計上されないといけないかというと、千葉県のように、ある程度交付税に依存する度合いが少ない団体、あるいは極端に言えば、交付税を一銭ももらっていない不交付団体があるからです。そういうところが、歳入に計上された交付金をそのまま配賦してもらえば、十分それで児童手当を子どものいる全世帯に交付できるのです。ところが、財政力が豊かではない自治体も多くあり、8割以上9割近い自治体は全部交付税に依存せざるを得ない。そのように財政力は、非常にばらつきがあるわけです。そういうところで、子ども手当交付金が、歳出に計上したら国負担分だけの補助金がきても、全然それではお金が足りないのです。

ですから、満遍なくどこの自治体でも財政力によらず、子ども手当が全部平等に交付できるように、お金のないところに対応するように、地方負担分を必ず計上するのです。そして、地方交付税の算定の際に、基準財政の収入額と基準財政需要額の差で、普通交付税を交付します。ですから、この地方負担分は需要額の中に必ず計上されます。子ども手当の交付金は、需要額の中に入ってくるのです。そして、収入額と需要額の差で普通交付税が決まります。

したがって、地方負担分というのは、全部普通交付税の中に結果的には算入されているということになるのです。東京みたいに収入が需要額を上回るところは交付税はゼロです。

そのかわり子ども手当交付金だけがいく。地方負担分は一切いかないということになり

ます。あるいは極端な話、財政、収入が非常に悪くて、例えば需要額が小規模な町村なんかに行きますと、需要額が30億円、収入額が5億円ぐらいしかないところもあるのですね。そうすると、その差の25億円は交付税でくる。その中に地方負担分も入ってきますので、この補助金と地方負担分をあわせて、こういう財政力の弱体な自治体でも、子ども手当を全額交付できると。こういう仕組みになっているのですね。

ですから、今後マニフェストなんかでも、地方財政に影響が及ぶかもしれないという場合に、必ずまずこの地方財政計画の歳入に幾ら計上されるのか、あるいは歳出の方に、国負担分と地方負担分を分けて、どういうふうに計上されるのかというのを、まず念頭に置いて理解していただきたいのです。次の段階ではその地方負担分は、必ず交付税の需要額に算入されますよという話になってくるのですね。では今後、需要額は幾ら変わってくるのだらうと、こういう話になってくるのですね。そのことによって、どんな自治体でも一定の、国が義務づけた仕事ができるようになっていくということなのです。ですから地方財政計画というのは、単なる歳入、歳出を都道府県あわせて見積もりを出したということだけではなくて、最終的にはマクロのレベルで地方財政の財源を保障するという、財源保障の壮大なシステムになっているということなのです。今年は交付税が約17兆円あります。

なので、国がいろいろな歳出を地財計画に計上してきて、地方税とか、使用料・手数料

とか、地方の自由になる財源、あるいは国の補助金等で先に決定した歳出が足りない分は、最終的には全部交付税でこれをカバーしていくということになるのです。ですので、ただ交付税を削ろうとか増やそうとか、そういう話にはならなくて、あくまでもこっちの歳出の動向によって、交付税の総額が変動すると、こういう形になるのです。ですから子ども手当の支給を実施した場合は、この分歳出は増えますから、地方交付税もその分増やさざるを得ない、こういう話になります。しかし、地方税が景気がよくて上がってくれば、その分交付税は減りますので、少なくて済むという関係にあるのです。

(3) 国直轄事業負担金

ついでに、後で大変な問題になる直轄事業負担金の廃止というのがありますよね。それも地方財政計画では、直轄事業負担金というのは国の事業なのです。地方で負担する部分はわずかですけれども、国の事業費分は地方財政計画に入れられないのです。直轄事業の負担金だけ地財計画の歳出に全部入れるのです。歳出に入っていますから、最終的には交付税の需要額の中に全部入っているのです。

ですから大阪の橋下知事が「これは暴力バーのぼったくりで、地方負担金なんかうちは払えない。」なんて言っているけれども、これは間違いなのです。大阪では1,790億円(2008年度)の交付税が支給されていますので、地方負担金分は全部需要額に算入されて大阪府の収入額との見合いで、この普通交付税の中に全部算入されているのです。だから

大阪府知事が払えないとかいうのは財政運営上、その分を他に使ってしまったのだから、ないということだけなのです。

ですから、直轄事業負担金を廃止するという議論になって、民主党のマニフェストでも今回は一部の事務費だけ廃止にしているのですけれども、将来的には全部廃止というふうになります。すると、この分は交付税の需要額に入っていますから、これを廃止しましたら、これは交付税がその分減りますよね。ですから、そういうことまで考えて民主党は言っているのかという話を、民主党の議員さんなんか言ってみると、余りよくわかっていないですよ。だから、わかっていなくて地方分だけ返せばいいという話になりがちだと。ですから、地方財政計画の図を頭に置いて、歳入歳出がどう連動するのかなと。歳出の方では地方負担分は必ず需要額に入って、交付税で財源を補てんされているよという関係を、いつも念頭に置いて考えていくと、地方財政というのはわかりやすいのです。その仕組みがわからないと、何だ補助金が幾ら来たぐらいの話で終わってしまうのです。それでは非常にまずいということになります。

(4) 高校無償化

公立高校の授業料が無償になりました。そうしますと、地財計画に国負担分の高校、就学支援交付金、1,489億円が個々に計上されます。歳出のほう、つまり地方負担分はありません。全額国負担ですね。地財計画の歳入の方では授業料を徴収しない。そのかわりに

授業料不徴収交付金というものが計上されているということになるのです。そのようにして、全部地財計画の歳入歳出に計上されます。それから交付税が、どうそれと連動して変わるかということが、地方財政を理解する場合には、非常に大事なポイントです。

(5) 後期高齢者医療制度

そのほか、今後、後期高齢者医療制度の廃止ということで、新しい制度をつくると言っていますが、これは到底間にあわなくて、今後の継続課題というふうになっています。

(6) 障害者自立支援法

それから障害者自立支援法の廃止です。新しく障害者総合福祉法をつくろうというのですけれども、検討中で、そう簡単にはいかない。これについても、ここに書いてあります莫大な金が実は動いています。これを一度廃止するというと大変な話になるわけです。その辺の地財計画レベル、交付税レベルの見通しは一切ついていないということです。これは新しい制度ができない限り、お金の負担がどうなるかはわかりません。

(7) 生活保護等

ただ、よかったのは民主党の政権のせい、生活保護の母子加算の復活、それから父子家庭の児童扶養手当の拡大といった、お金の額としてはわずかな額ですけれども、前政権の中で障害者とか、生活保護者が、非常に痛めつけられた。言葉は悪いですが、弱者救済措置を完全に復活したというところは、私は非

常に評価しております。

(8) 消費者行政

あと消費者行政の方は、これも、補助金は一切ありませんので、交付税の需要額の方を若干伸ばしたというだけです。これは、そうすると消費者生活相談員は、県で1名か2名ぐらいの人を雇えるぐらいの需要額しか出ていませんので、これでは到底、消費者庁をつくったということにはなりませんよ。もっともっと、これを充実させていかないといけないとこういう話になります。

(9) 介護保険

それから介護労働者の待遇改善、これはこのまま放置をしておきますと、生活保護以下の賃金しか貰えないという状況ですから、これをどうするかということで、前政権時代からの補正措置もあったりしているのですが、不十分で、これだけ補正で3,900億円を組んで、2009年度第2次補正でも1,500億円を組んでいる。今後も、やると言っているのですが、これがやはり介護施設、民間の介護事業者の賃金引上げに使われなくて、ほとんど設備投資の部分、施設改善費の方に使ってしまったって、介護労働者の賃金には、余り使われていないという実態が明らかになって、これは自治体ごとに、実態を明らかにして、できるだけ介護労働者の賃金引上げのための補正予算財政措置に使うようにしなければならぬと、こういうことです。

(10) 一括交付金

次に、一括交付金化、これが今、地域戦略会議で大激論になっています。経常経費関係の補助金が約6兆6,000億円。それから地方負担分が7兆7,000億円あるのです。

当初は民主党のマニフェストで網掛け部分しか対象になっていない、つまり、義務教育と社会保障制度は除くとなったのです。ところが今、地域戦略会議では、それを一緒にして議論してしまっているのです。元東大の神野先生なんかは、社会保障関係と投資関係に分けてやっていくと言っていたのですが、もとに戻った議論をしてしまっているところもあります。そうしますと大変な問題が出てきます。

例えば、生活保護の負担金ですが、そういう補助が全部他の200以上ある警察関係の補助金なんかと一緒にしてしまって、使い道自由の交付金に全部してしまうのかという話になります。これもそういう意味では大変な話です。生活保護などは一括交付金化にしたら、とんでもないですよ。中央政府としての、所得再分配機能の最大の役割ですからね。こういうものを、全部ほかの補助金なんかと一緒にするというのは、私はどうもまずいのではないかと思います。

だから社会保障関係、特に現金給付関係のものなどは、そんなに地域ごとに合わせる必要が全然ないので、これは従来どおりやるべきだと思っているのですが、全部地方にあわせてやってしまうというふうな話になります。

ところがここにありますように、地方負担分が7.7兆円あります。国負担分が一括交付

金も6.6兆円あります。これを全部、一括交付金化するという場合、今、国の補助金を一括するというレベルでのみ議論が行われているだけなのです。一括交付金とした場合に、この7.7兆円の地方負担分はどうなるのですか。補助事業は14兆円ぐらいの事業になっているわけですね。ところが、補助金の一括化といって、ここのところの議論を見ると、ここの部分の6.6兆円の補助金を一括するかしないかという議論で終わってしまっているのです。この地方負担分7.7兆円の行方は一体どうなるのだと。これを一緒に含めて財源的には考えていかないと大変なことになる、ここの部分は穴があいてしまうのです。現に、7.7兆円の地方負担分というのは全部交付税の需要額の中に入っていますからね、それで地方にもいっていますので。だから、この仕組みがそのままきちんと踏襲されないと、ここの6.6兆円の一括補助金だけ議論してもらっても困ると、こういう問題もあるのです。

(11) 公共事業

それから、次は公共事業の関係です。国負担分が約2兆円あります。地方負担分が2.3兆円あります。これも同じなのです。この補助金だけ省庁別にくくって一括するかとか、国土交通省と農水省関係で全部分けて一括するか、あるいは公共事業はまとめて全部一括してしまうか、こういう議論が行われているのですけれども、その地方負担分の2.3兆円の議論をどうするかということを、全然議論が見えてこない。こういう限界があるのです。

ですから、一緒に含めて事業費としては約

4.3兆円の公共事業費になっているわけです。その全体をどうするかという議論をしていかなければいけないです。だから地方負担分の2.3兆円も、当然ながら需要額に入っています。ただ、入れ方は経常経費だと需要額の一般財源で、単位費用でちゃんとやっていますけれども、こっちの2.3兆円というのは需要額の中の補正でやっているのです。だから地方債ですね、財源は。地方債の元利償還金を返すとき、その実績に応じて事業費補正ということで全部入れているのです、これに。そういうふうになっている、その議論がこれです。

もう一つは、この前、地域戦略会議事務局長の逢坂さんの話を聞いたのですけれども、投資事業については、要するにいろいろな問題があって、長期計画——要するに継続事業——になっているという部分がありますよね。今やっている、3年先まで決まっているという事業も、全部一括交付金化するかという話になっているわけです。ところがそれは無理だろうという話になって、逢坂さんが一言言ったとたん各省庁が、では、うちも全部継続事業にしようという話に、どんどん動いてきているというのです。そうするとびくともしない、動かなくなってしまう可能性もある。そういういろいろな問題があります、ということ。

(12) 直轄事業負担金（その2）

今度は先程も触れました直轄事業負担金です。これが約7,000億円あります。国の負担分は2兆円です。地方負担分が7,000億円。

これが、今年7,000億円になってしまったのですが、去年まで9,000億円、1兆円ぐらい近くあったのですね。だから民主党のマニフェストには書いてないのですけれども、民主党の議員の人たちが選挙のとき、暫定税率の廃止があったでしょう、あの廃止の財源はどうするかと言ったら「いや、それは直轄事業地方負担金を廃止するから、それで賄う」と、こういうことを言っていたのですけれども、これはもう全くの間違いなのです。

つまり、この地方負担分は直轄事業ですから、交付税で入れているのですけれども、地方債を発行したときの元利償還金を全部面倒見ますよということですから、暫定税率廃止分であいた、1兆円の穴埋めには全然ならないのです。暫定税率の方は現金ですから、税ですから。こっちは全部地方負債の元金利息償還分で1兆円、9,000億円足らずです。これもそういうふうに使っていた人は全部間違っていた。ある日、国民に間違ったことを言って選挙をやったことになってしまうのです、結果的に。でも報道している新聞記者もわからないのですから、読んでいる人もわからない。だから正確に言うと実は、そういう大変な問題があったということですね。

(13) 暫定税率等

あと大きいのは、自動車関係、暫定税率廃止2.5兆円の減税だと言っているのですけれども、今、財源ありませんので、これはできませんよね。廃止しますと、地方の自動車関係費が、どんどん穴があいてきますから、到底できないと。小沢裁定で当分やらないとい

うふうになったということです。やるのならやるで、別の税をどうするかということを考えないと到底できないということですね。

それから、こういう大きい問題がありました。地球温暖化税もやると言っていたのですけれども、これもできないですよ、今後の課題ということです。

(14) 控除制度

あと民主党は、「控除から手当へ」という今の税制の控除制度というのは高額所得者に有利ということなので、それを一たん全部廃止して全部手当にするということでした。

そのかわり納税者番号制度なんかを入れて、所得を厳密に把握して、だれに手当をやるかということ厳密にしてやるのだというのが、一つのヨーロッパあたりで行われている、福祉国家で行われている、それを学んでやろうとしたのですけれども。

これは配偶者控除なんかは大きいですから、専業主婦の配偶者控除を全部廃止するといったら、もう、専業主婦が大反乱を起こすという可能性もありますから、結局できなくて、子ども手当を入れたかわりに15歳以下の特定扶養控除を廃止したということが1つと、高校を無償化したということなので16歳から22歳の特定扶養控除を半減したということで終わってしまして、肝心の配偶者控除とか、そういうものには手がつかなかったということで、配偶控除から手当へという路線が中途半端に終わってしまして、控除も手当も、こういうふうになってしまったという、そういう限界があるのです。この辺を、どうするかという

問題が残っています。

(15) 国の出先機関廃止

それと、これから中央の大きな出先機関を廃止した場合、ここにちょっとシミュレーションがあるのですけれども、いろいろなこと、手立てを工夫してやって最終的には、2万3,100人だと、地方分権改革推進委員会ではそういう試算をしたのです。一人当たり500万の給料として計算すると、約一千億のお金が必要なのです。これは千葉県も含めて各県ごとに地方農政局とか、国土交通省の地方建設局とか、そういう職員を地方へ移管するわけですから、廃止するものを含めて最終的に移管がこれだけの2万3,000人ぐらいになるということです。これは、もう大変な話です。その分の人件費、単年度ではなくて、ずっと補償すると。そういうことが果たしてできるのか、そういう大きな問題に今、直面しています。これもちょっと、どうですかね。今、地域戦略会議でやっていますけれども、お金のめどがつかないと大変なことになり、廃止もできないし、そういう状況になっているということです。

(16) 参議院選挙マニフェスト

幾つかそういうふうに重要な継続的なマニフェストの実施事項になっているということで、昨日出たマニフェストと私が照らし合わせてみると、非常に表現もあいまいになってきて、断固やるという話は、もう、なっていないということで、結局厳しい財政事情のせいでこうなってしまったわけです。

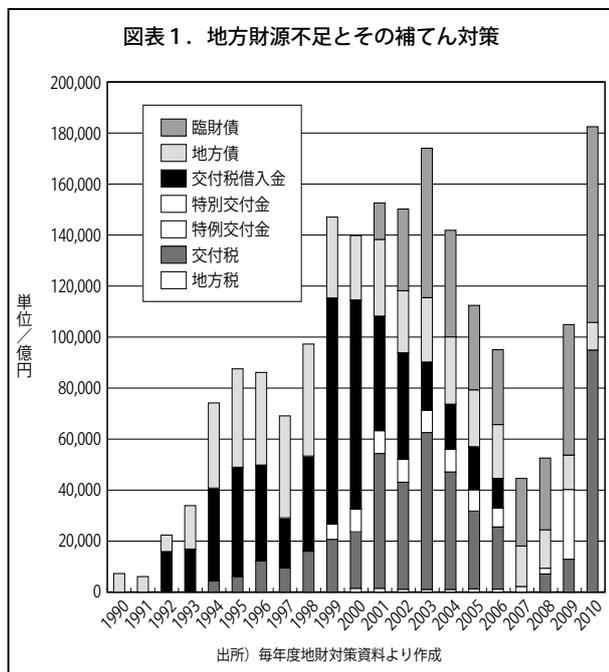
2011年度、来年度の財源を見ると国債を除いて税収は約5.4兆円減る見込みなのです。民主党のマニフェストの完全実行を前提にすると、必要財源は約10兆円必要。中身は、子ども手当を満額やると2.5兆円プラス必要、高速を無料化すると8,000億円必要、雇用対策8,000億円、農家の個別所得で4,000億円と。マニフェストによる追加費用は約4.5兆円になるということなのです。この財源を一体どこからもってくるかということは、ほとんど手当がつかないと、事業仕分けでいろいろやっても、あまり財源は出てこなかった、結局1兆円ぐらいしか出てこなかったのです。

ですから、私はマニフェストでできないものはできないということを、はっきり明確化して、将来に計画を延ばすものは延ばしてやるとか、そういうことをきちんとやって国民の前にそれを明らかにし、おわびをして、できないものはできなかったと言って、明解にしていく必要が私はあるのではないかなと思います。

消費税増税にしても、菅首相が今、完全に消費税のところにカーブを切ってしまいましたよね、財政再建と増税の方に。それをやるとすれば、衆議院解散してやるということになりますので、そう甘い話ではないということですよね。すぐできるような話ではないということになります。そういうマニフェストの問題点を前提にして、実はこの新しい年度の地方財政計画ができましたということです。

2 新政権の2010年度地方財政

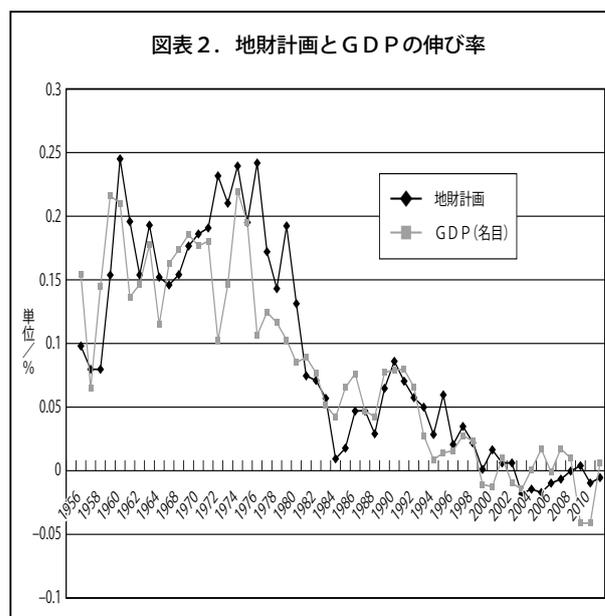
(1) 財源不足



図表1によりますと、18兆円の穴があいたと。何で地方財政に穴があいてしまうのかというと、子ども手当を入れますとか、いろいろな歳出を膨らませれば、やはり地方税が法人事業税を中心にして大幅に減収している中では、交付税を増やしてもなかなか法定税率を上げてまでふやすことはできないという厳しい状況の中で、歳出をそのように膨らませれば、地方税がない中で財源不足は膨らみますよね。ですから、それを補てんする交付税もそれなりに増やさないといけないし、交付税で増やせないとする、今、臨時財政対策債という赤字地方債で、2001年からカバーして、やっと増やしてきているという状況なのです、非常に厳しいです。

地方の財政不足は、2007年度には一度非常に低くなりました。小泉構造改革で地方財政計画の歳出をととても押さえ込んだわけですよ

ね。そうすると、当時はかなり景気が回復してきていましたので、地方税収が伸びました。最初は押さえ込んでおりましたから、交付税は少なくて済むということで、財源不足は圧縮したのですけれども、自治体の方は大変な思いをしたということがあります。



図表2です、地方財政計画。大体、地方財政計画と決算は、昔は大分乖離があって当然で、乖離していたのですけれども、最近、別のところでデータを調べてみますと、地方財政計画と自治体で実際に使ったお金である決算、最近だんだんほとんど同じになってきました。この図表2を見ましてわかりますように、我々の若いころ、高度経済成長のころというのは、20%台、30%近くの伸び率で地財計画をやってきたということです。

ところが、これが1979年のオイルショックを契機にして、日本経済の姿が高度成長型から低成長型安定型になってきたということの中で地方財政計画、GDPと比較してみると、まさに本当に地を這うようなレベルに、今は来ているということなのです。そういう状況

にあるということ、時代状況の中で見ていただきたいということです。

(2) 2010年度地財計画

図表3. 2010年度地方財政計画 (単位/億円)

歳入	2010年度	2009年度	増減	歳出	2010年度	2009年度	増減
地方税	325,096	361,860	-10.2%	給与関係費	216,864	221,271	-2.0%
(県民税所得割)	43,305	47,906	-9.6%	(退職手当)	22,800	23,619	-3.5%
(事業税法人分)	16,793	30,696	-45.3%	一般行政経費	294,331	261,172	12.7%
(市町村税所得割)	65,048	71,976	-9.6%	(補助事業)	144,313	122,887	17.4%
(市町村税法人割)	10,750	15,340	-29.9%	(地方単独事業)	138,285	138,285	0.0%
地方譲与税	19,171	14,618	31.1%	地方再生対策費	4,000	4,000	0.0%
地方特別交付金等	3,832	4,620	-17.1%	活性化雇用等特別費	9,850	0	皆増
地方交付税	168,935	158,202	6.8%	投資的経費	119,074	140,617	-15.3%
地方債	134,939	118,329	14.0%	(直轄事業費負担金)	7,072	10,323	-31.5%
(臨時財政対策費)	77,069	51,486	49.7%	(補助事業費)	43,319	49,486	-12.5%
国庫支出金	115,663	103,016	12.3%	(地方単独事業費)	68,683	80,808	-15.0%
				公営企業繰出金	26,961	26,628	1.3%
使用料手数料	13,126	15,859	-17.2%	公債費	134,025	132,955	0.8%
雑収入	40,506	49,053	-17.4%	水準超経費	6,500	12,800	-49.2%
合計	821,268	825,557	-0.5%	合計	821,268	825,557	-0.5%

出所) 2010年度地財対策資料等より作成

図表3が、ことしの地方財政計画です。歳出を見ますと、給与関係費の削減もさることながら、コンクリートから人へということで、投資事業を大幅に抑制していく姿が、こうして経費のところを見てみると、軒並み2けた台の削減ということになるのです。

そのかわり一般行政経費、これは非公共事業費です。子ども手当なんかもこれに全部入っている。そこの方は2桁台の伸びというふうには、歳出の方では完全に投資事業から非投資事業への変換が図られているということです。

歳入の方を見ると、2009年の世界大不況の影響を受けまして、法人事業税が45.3%と半分近く減ってしまっており、トヨタ含めて、それが県を含めての大変な状況であるということです。市町村の法人税も30%近く減って

います。そうすると今後の交付税というのは、やはり県の収入額が大きく減りますから、県の方に支出をしていきますね。だから市町村はその分、割を食うというのが、こういう収入額の変動に影響を及ぼす歳入の状況を見てもわかるかと思えます。

ただ、今年は交付税を約1兆円ふやしたということがあります。千葉県あたりではどうか分かりませんが、地方の方へ行くと公共事業で雇用を支えているのです。日本全国で500~600万人のいろいろな形での雇用が、この公共事業で支えられているという実態なのです。ヨーロッパへ行くと、これは福祉、社会保障の中でそういう雇用を支えているわけですね。日本の場合は、それと違って公共事業で雇用を支えている面があるのです。

ですから、公共事業を2桁台の率で削減しますと、地方圏の自治体では、大変な話になる。ここに交付税を1兆円配ったということなのですけれども、あるいは高校を無償化したのです。子ども手当を配ったということで、果たして、それが次元の違う話なのですけれども、金の流れから言えば、それが地方の方にどれだけの投資事業が削られた場合に、どれだけのお金が、補うような交付税を含めたお金が流れていくのかと。到底、多分カバーされない状況なのではないのかなという感じがします。ですから地方が今後、地方の田舎の方の自治体にはどういう状況になっていくのかというのは、非常に今後注視して見守っていかないといけないということです。

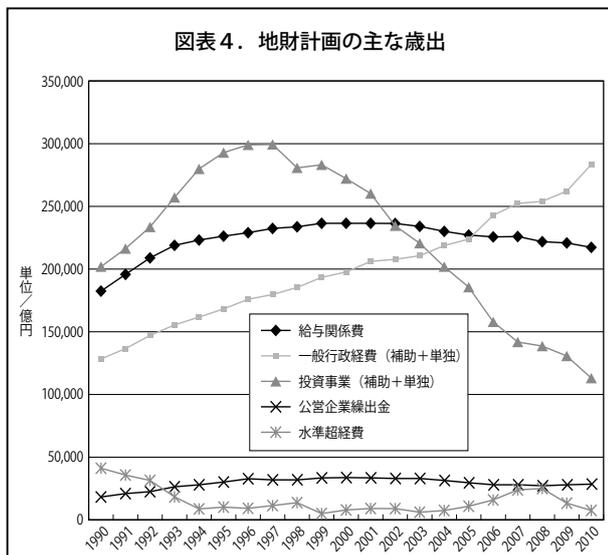
それから特徴的なのは、千葉県には不交付団体もあり、その場合、歳出の水準超経費と

というのがあります。1兆円あったのが6,500億円ぐらい、半分になってしまいました。

これは東京なんかの不交付団体の歳出も計上しておかないと、不交付団体の分の歳入が全部計上されていますので、その分を計上しておかないと、その分はほかの自治体になってしまうような、現実にはあり得ない話になってしまうのです。それで、不交付団体分として水準超経費をこういうふうきちんと計上しているのです。不交付団体の、地財計画の標準的な水準を上回る行政水準用の経費というのが、水準超経費ということです。それが1兆2,000億円ありました。それが半分に減ってしまいましたので、その分交付税をもらっていない不交付団体も非常に厳しいのですね。そういうことが、これからはわかるということになります。

(3) 地財計画の歳出

図表4をみますと、補助・単独あわせて投資事業は、激減しております、ピーク時に30兆円あったものが、今は10兆円ぐらいです。ですから3分の1ぐらいに落ちているという

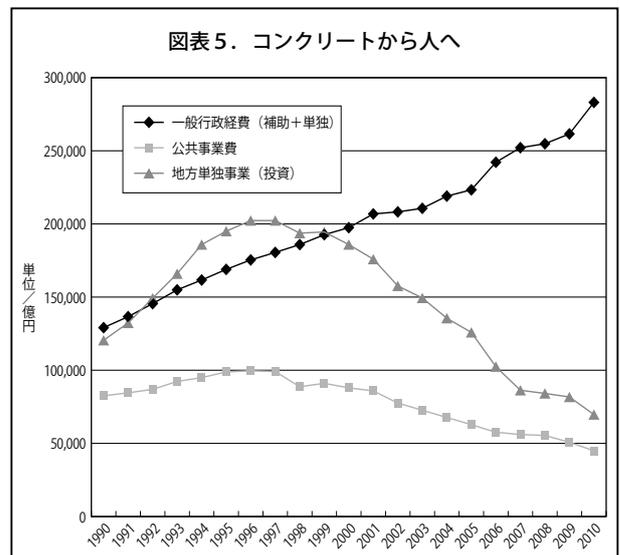


ことになる。千葉県の例を後で見ますと、まだ半分程度しか減っておらず、そのかわり一般行政経費がその分、逆に伸びていると。これが今年の特徴になります。

図表5のコンクリートから人へと。これは、まさに一般行政経費と投資的経費の公共事業の補助事業と地方単独事業も含めて見たものですが、単独事業の大幅削減が目立っています。単独事業というのは、補助金がない事業です。地方が独自にやる事業ですけれども、それも大幅に削減されているということです。このグラフの推移を見ると、今年になって急激に減ったわけではないですね。

新政権によるコンクリートから人への投資という、それも先程見たように単年度でも2桁台の削減というのがありましたので、さらにこれが目立った形で現れているということですね。

ですから過去の経緯を見ますと、結局、ある意味では自治体の歳出構造がそれなりにもう変わってきているということですね。なので、単年度だけ見てもだめなのですね。過去10年、15年程度長く見て、トレンドを見てみ



ないと、地方財政の現時点の姿というのは、よくわからないというのがあって、私は必ず1990年度から見ているのです。

92年度にバブルが崩壊しますから、景気対策を相当程度やっていきますので、自治体もやらざるを得ないところに追い込まれて、借金が今膨大にたまっているわけですね。千葉県の場合も後で言いますけど、莫大な借金が今そういうことたまっていると。それが財政を圧迫していると、こういう状況ですね。

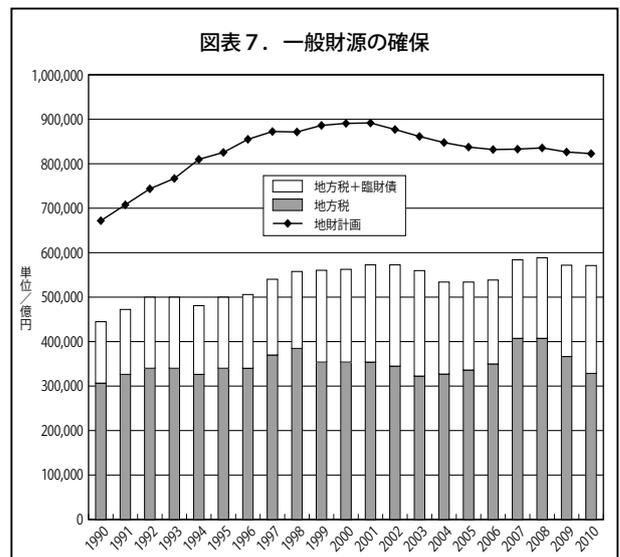
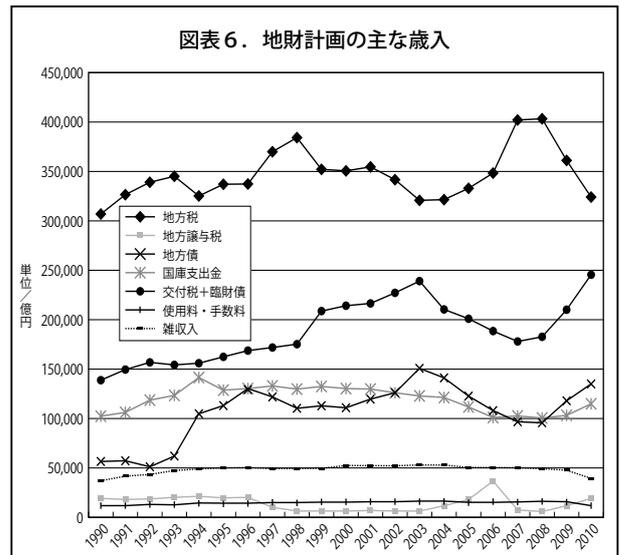
(4) 地財計画歳入

それで、地財計画の歳入の方ですが、景気が悪くて法人事業税が激減しているという状況です。

図表7を見ますと、地方税とか交付税とか使い道自由なお金である一般財源、その水準がどこにあるかというのが、地方自治体の財政運営のいわば、基礎体力と言いますか、ベースになります。これを見ますと、若干落ちていますがけれども、地方財政全体で見れば、そこそこ一般財源が確保されておりますので、厳しい、厳しいという万年地方財政危機論に陥るのではなくて、こういう実態をよく見れば、それなりなのです。

ですので、地方税がふえたときは、交付税は減りますよ。そして地方税が減ったときは、交付税をふやすのです。そうすることで一般財源を確保して、自治体の最低の行政サービスの財源を保障しようという考え方です。

高度成長期みたいに地方税も伸びますけども、交付税も伸ばすというときもあるのです。そのときは、地方財政計画の歳出を全体とし



て伸ばして、行政水準を引き上げようというふうになれば、地方税も交付税も両方伸びるときがあります。ところが、そういうふうなのがなくなって、さっき見た安定成長時代、低成長時代に入りますと、やはり歳出の一定限度が抑制基調になると、たまたま景気がよくなって地方税が伸びると収入額が伸びますから、需要額の交付税が減りますよね。そういう関係にあるということなのです。だから交付税だけ減った、減ったと言って、大騒ぎする地方6団体なんかそういう傾向にあるのですけども、政治的な態度で。そうではなくて、やはり一般財源ベースでどうなのか、

どれだけ財源が確保されているのかというの
も見れば、そこそこ、ずっと90年度の水
準よりは、明らかに高いわけです。増え
てきているということなのです。

次には、個別の自治体の財政運営がど
うなのかという話が、重要になってき
ます。

やってみよう、 わがまちの財政分析

3 千葉県の財政分析

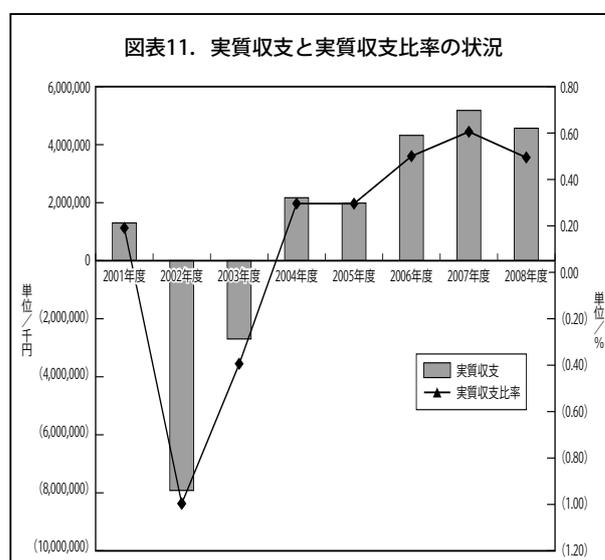
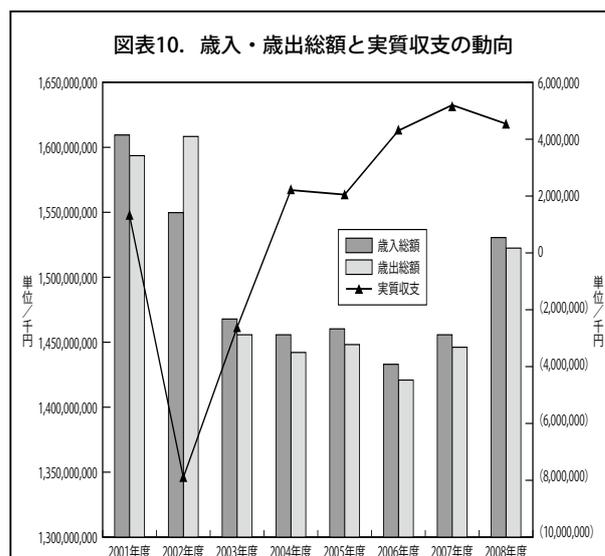
(1) 歳入歳出等の概要

千葉県の分析を2001年度からやってみ
ました。これはなぜかという、総務省
のホームページを開くと、すべての
自治体の決算カードは2001年度から
全部入っているからです。自分のと
ころの財政課に行くのが面倒だっ
たら、全部ホームページの決算カ
ードをダウンロードしていけば、十
分できるということですね。

本当は、1990年度あたりからやると
よくわかるのですが、そのためには
一週間程度時間が必要なので、到底
無料奉仕でやっている方はいないで
しょう。だからごまかして、2001
年度からやっているとことですね。そ
れでも、外側から千葉県の財政見て
いるのですけども、かなりの様子
がわかりますよね。

図表10、あるいは図表の11をご覧
下さい。これが千葉県の歳入・歳出
総額と実質収支です。実質収支とい
うのは、これが赤字だと赤字団体、
黒字だと黒字団体なのです。

これを見ますと、2001年度は1兆
6,000億円を超える歳入・歳出規
模なのです。千葉県



というのは物凄いですよ、そういう意味では。
一般会計だけですよ、これ。それが急激に
2003年あたりになると、1兆4,000億
円ですごく落ちるのです、1,500億
ぐらい落ちてしまうのです。

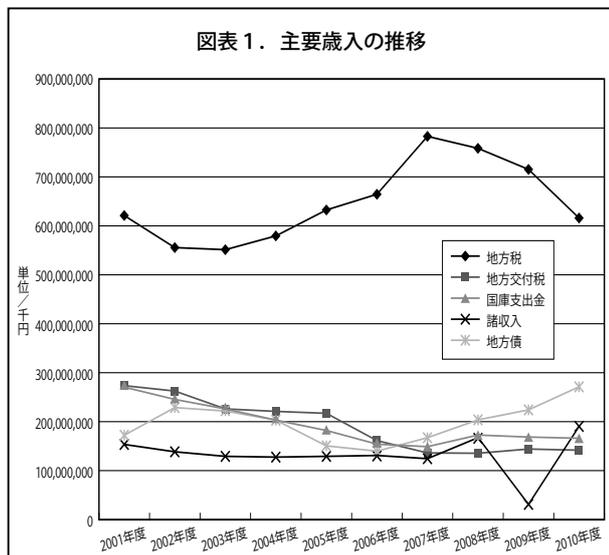
2002年度は結局、1兆6,000億
円から1兆5,500億円ぐらいになっ
て、500億円ぐらい歳入が落ちた
にもかかわらず、歳出落とせなかつ
たのです。ですから、赤字になって
しまうのです。

これが図表11を見ますと、実質収
支の赤字が2002年度と2003年度、
2年間赤字なのです。今、県で赤字
というのは、千葉と大阪だけで

す。非常に厳しい状況です。それから、この赤字、実質収支と実質収支の比率ありますね、これが図表11なのですが、実質収支比率は、大体5%程度の黒字が望ましいとされているのです。ところが千葉県の場合はどうですか。左側のグラフですね、これは2本グラフになっていますから、0.6%ぐらいの黒字しかないのですよ。だから、5%台の黒字が望ましいという適性水準だというと、この大体6倍ぐらいの黒字にならないとおかしいのです。ですから額としても40億円ぐらいですかね、今。40億円ぐらいの黒字なのですが、これが6倍ぐらいですから、もっと数百億円の黒字にならないと、非常に問題があるということになります。そういう状況です。ですから実質収支の黒字が増えないという状況で、千葉県財政もこれはなかなか容易ならざる状況ですね。そういうことが、この図表10と11からわかります。

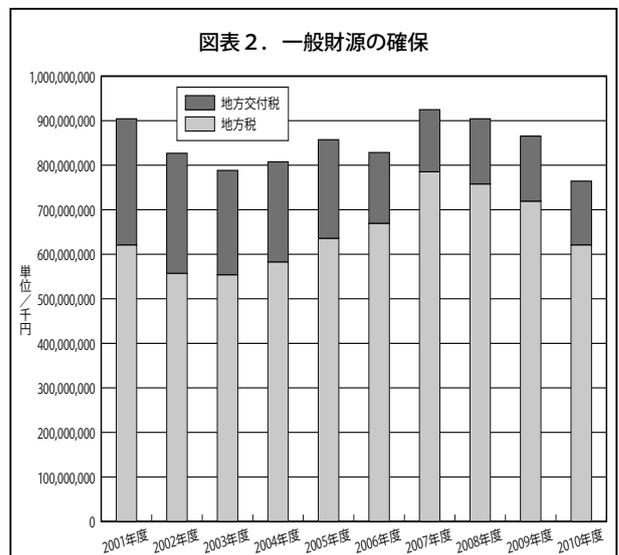
(2) 歳入の状況

ということで、なぜなのかなということで図表1の主要歳入の方に戻っていただきます



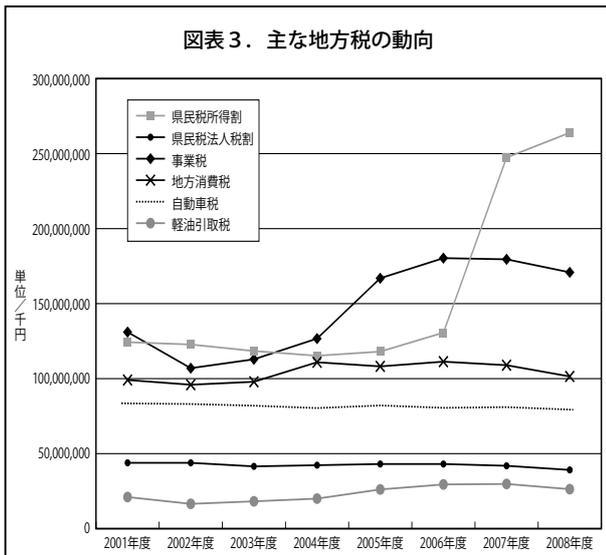
と、やはり地方税収が全体として、2007年度をピークにして落ちているということですね。

それから、その分地方債を増発してやっていると、2001年度から地方債の中に入っている臨時財政対策債という赤字地方債が発行されています。これは人件費など投資事業以外にも使える地方債です。地方債というのは普通、建設事業しか使えないのですが、臨財債というのは、経常経費にも使えるような地方債なわけですね。だから、この地方債が増えているという状況ですね。



さっき見た図表2ですが、地財計画上はずっと一般財源は確保されているのです。ところが千葉県の場合は、やはり一般財源が2007年度をピークに落ちてきているということで、財政運営の厳しさがわかるということですね。地方税が落ちているということが大きいのです。そこそこ交付税もそれを補ってありますが、全体としては一般財源が伸びないということで、千葉県財政の厳しさがある。

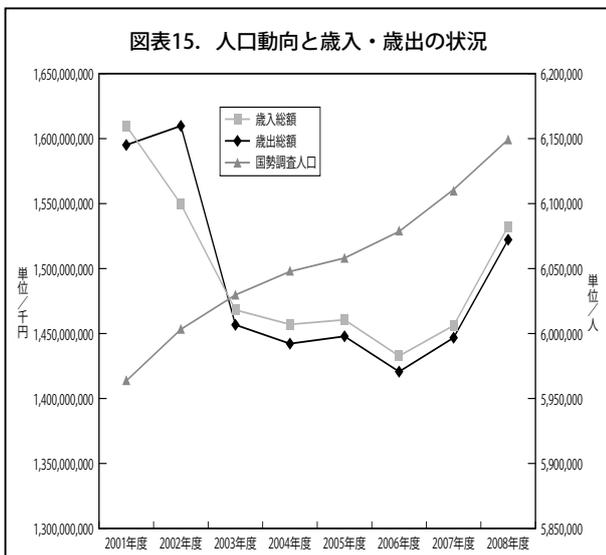
ただ、地方税の中身を図表3で見ますと、県民税所得割が2007年度、08年度に急激



に伸びているのです。これ間違いではないかと思っ、来るときにまた点検してきたのですが、間違いはありませんでした。

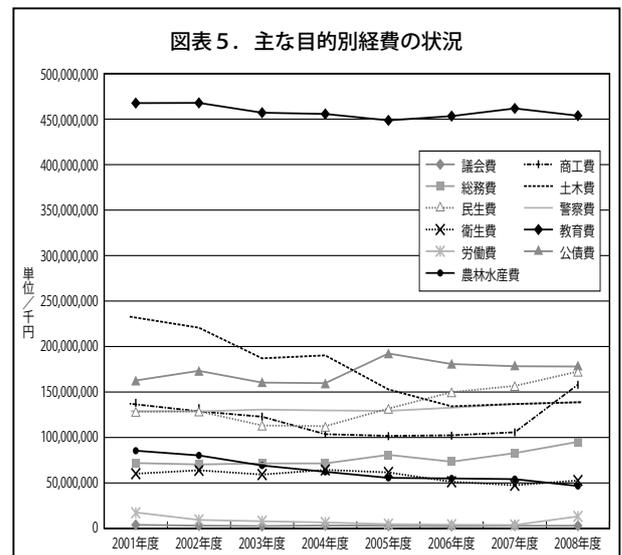
やはり法人、県民税、事業税の方は景気後退で落ちていまして、2008年度、この2009年度は世界大不況の影響がまだ出ていけませんので、2009年、10年度にもっと急激に事業税の方は落ちると思います、千葉の場合は。

ところが、所得割が増えているのです。これは間違いではなくて、結局人口が増えているせいなのではないかというので、見てみたのです。図表15というのを見ていただきますと、人口がやはりこの間ずっとふえてい

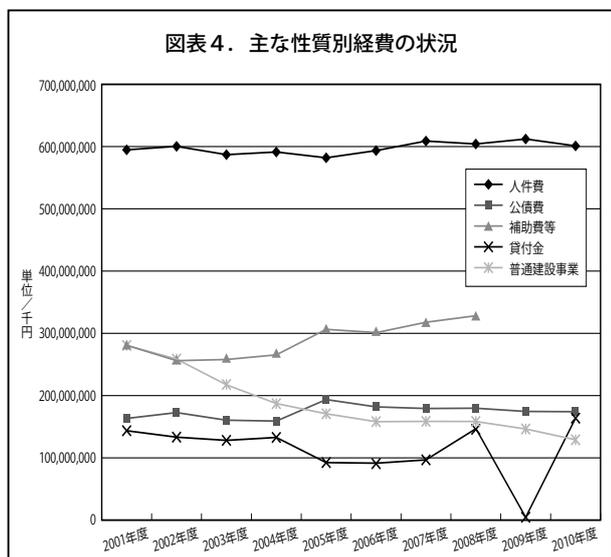


まして、615万ですか。過去から比べますと、2001年度では590万5,000人ですから、かなりの割合で千葉県全体の人口が増えているというのがありまして、この千葉自治研センターの機関誌第2号でも各地区の人口分析が出ています。全体として人口が増えているので、結局所得割ですね。住民税所得割が増えているのかなど。その背景には何があるのか、企業誘致が成功したのかとか、いろいろな、これからきちんとそれを分析していく必要があるのですが、決算カードでそこまでいきませんでした。ただ、自治体の財政の基本である所得割が伸びているというのは非常にいいことですよね。個人、住民税、所得割のウエイトが高くなるというのは。前は15%ぐらいだったのが、今30%ぐらいの構成比になって、倍ぐらいになっていますので、これは非常に希望が持てると思います。ただ、これもリストラがあつたりすると、突然落ちたりしますので、今後この伸びが注目されるということですよ。

(3) 主な性質別歳出の状況



それから主な性質別歳出の状況ですね。人件費が最も多いですが、都道府県はどこでもそうなのです。特に、一般行政職員の人件費というよりは、むしろ教育費なのです。これは図表5、目的別経費の方を見ていただきますと、この一番上の欄が教育費なのです。これが大体40人学級制の義務教育の小中学校の教職員給与なので、あまり下げられないのです。40人学級制度で固まって、また国庫負担制度で固まっていますので、これが4,500億円ぐらいのベースなのです。教育費というのは、県の場合はほとんど人件費ですから。そうしますと、この図表4の人件費が約6,000億円単位で進んでいますけれども、そのうちのほとんどが教育費で、小中学校の先生の人件費が大半を占めていて、一般行政職員の行政人件費というのは、その一部というのがよくわかりますよね。6,000億円ですから、歳入・歳出規模と、これはある意味では大変なのです。今の状況でいうと、1兆5,000億円ぐらいの歳入歳出規模になっているわけでしょう。そのうち6,000億円が人件費、その大半が教育費、これはしょうがないのです。さっきみ

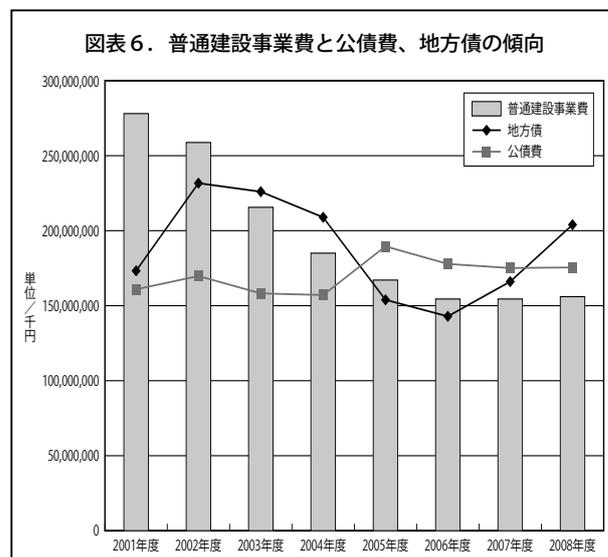


たいに人口が増えてきますから「ああ、また学校を建てなければならない」と。こういう話になりますので、それはやむを得ないということです。

あと、普通建設事業で図表4。これはピーク時、2,900億円ぐらいあったのですが、それを落としてきていまして、1,200億円ぐらいですか、そこまで落としてきましたということです。ですから、これは2001年度からこうですから、もっとさかのぼって90年度あたりから見ると、バブル崩壊後の景気対策で、もっとやったということになるでしょう。そういうことが予測されます。

(4) 普通建設事業費と公債費、地方債の動向

図表6は、普通建設事業費と借金の返済である公債費、それから借金である地方債、これを両方合わせてみたものです。棒グラフが普通建設事業費、2,700億円ぐらいありましたけれど、今は1,500億円ぐらいのところまで下がってきました。しかし公債費がたまっていますよね。1,500億円を超えていますし、1,600億、1,700億円ぐらいの借金の返済になっ

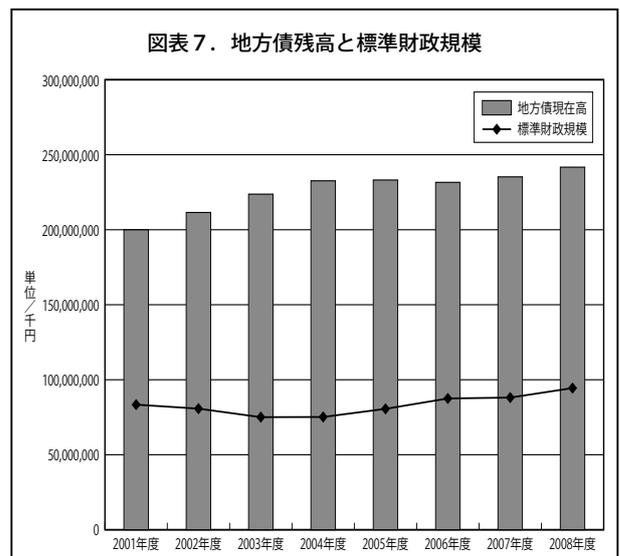


ていますよね。千葉県の場合は交付税が1,800億円ぐらいきていますから、大体交付税をもらっても、全部公債費、借金の返済に交付税を全部使っているということでしょうね。借金の返済というのは地方税でやるか、交付税でやるかどちらかですからね、一般財源でやる話ですから。

そこが、交付税をそういうふうに借金返済に全額ほとんど使わざるを得ないというような、そういう財政の厳しさというのがあるということでしょうね。これは過去のやり過ぎの普通建設事業費、ある意味では過剰投資です。これは国の責任です。バブル崩壊後の景気対策のとき、地方がうちはそんなのできないと言うと「いや、有利な地域総合整備事業債もあるとか、事業費補正で借金は全部、実績に応じて面倒を見てあげるから、交付税で全部サービスにするから」と言って、大盤振る舞いさせて、やりたくないのを無理にやらせたということがあるのです、国の責任で。それで食い逃げした、国が逃げてしまった。それで地方は借金だけ残ったというのがあって、地方の財政の失敗というだけではなくて、やはり景気対策における国の施策のそういう自治体に対する押しつけというものがあった。その責任、後始末をしないで交付税を減らして国は逃げたと、私はそう言っているのですが、そういうことが言えると思います。

(5) 地方債残高の状況

図表7、その結果どうなっているか、地方債の残高だけでも今は2兆円を超えてしまっていて、2兆4,000億円程度あるのです。予算規



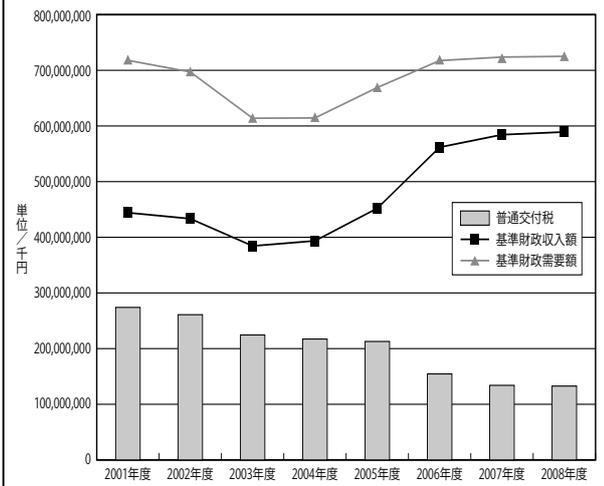
模は1兆5,000億円ぐらいで、借金が2兆4,000億円ぐらいある。普通は標準財政規模、借金を返すのには地方税とか交付税で返す、一般財源ですね。標準財政規模というのは、一般財源の規模ということなのですが、その大体2倍程度、一般財源の2倍程度に借金がおさまっていけば返せると。

我々の住宅ローンでも、年収の2～3倍ぐらいの借金ならば、十分返せるということと同じような話です。ところが、これ見てわかりますように、千葉県の場合は借金が標準財政規模の2倍を超えています。ですから、交付税を全部そこに使わざるを得ないとか、非常にそういう厳しさが反映されているということです。

(6) 地方交付税の状況

図表8、交付税の状況を見てみますと、交付税は最近減っています。なぜか、これは収入額が伸びているのです。収入額と需要額の差が交付税ですから、収入額が伸びているからやはりこれは交付税が減ることなのです。さっきみたいに個人住民税が伸びてい

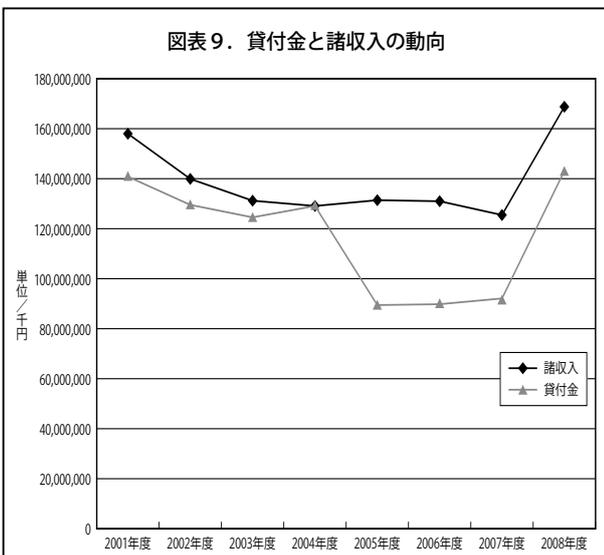
図表8. 普通交付税と基準財政需要額・基準財政収入額の状況



ますので、それが収入額に反映されますから、交付税は減っているということです。だから交付税だけ見て「減った、減った」「国がカットした」なんて言ってみてもしょうがないのです。だから需要額と収入額をちゃんと分析してみて、やはり千葉県の場合はそういう厳しい状況の中でも収入額が伸びている。だから、その結果として交付税が減っているということです。そういうものを分析していく必要もあるということです。

(7) 貸付金・諸収入の状況

それから図表9は、貸付金と諸収入です。



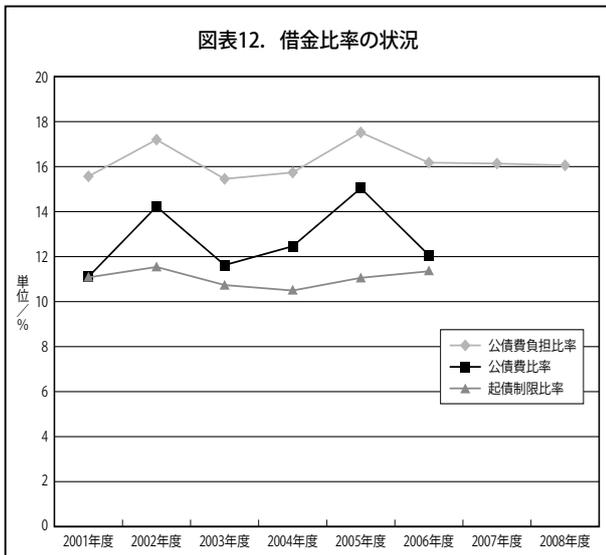
これは、商工団体等に対する貸付金をやると、その年度内に返還を求めるわけです。それが諸収入として入ってくる。これが夕張市の場合とか、大阪市の場合は大変な額になって、大阪市の場合はピーク時に商工団体の貸付金が約6,000億円膨れ上がってしまって、諸収入も6,000億円ぐらい。

だから、歳出規模が拡大してしまうのです。大阪が産業構造の転換に遅れたとか言われているのですが、結局商工団体が構造赤字になってしまって、行政依存になったわけですね。ですから貸付金を借りて年度内に返して、また来年さらに大きい貸付金を借りて、また年度内に返す。それを繰り返して大阪の財政規模が膨れ上がってしまったのです。ですから、大阪の財政の破綻というのはそこにありまして、前の女性知事がやめたでしょう？ 通産省の太田知事、今の橋下知事の前。それはなぜかというと、要するに商工団体の講演に行つて、講演料として御褒美に70万円もらうとか。商工団体は貸付金を貸してくれるありがたい知事だから、講演料と言って70万円とか、そういうお小遣いをあげるわけです。それを繰り返して、新聞・メディアに暴露されて責任を取ってやめてしまったのです。その背景にはそういう商工団体の莫大な府からの6,000億円に及ぶ貸付金——もちろん諸収入で返しているのですが——やはり、その商工団体が中小企業の多い町ですから、そういうところを赤字だとしようがないですよ。どんどん膨れ上がっていく。夕張の場合もそれは同じなのです。夕張の場合それは一時借入金で貸して、年度内に返して、

出納整理期間の外側でそれを整理してやっ
と。こういう貸し方で、それで膨れ上がっ
てきた。全部その貸付金を貸した際の団体、第
3セクター等は全部赤字、それが全部明るみ
に出たら大変です。ですから、この貸付金と
諸収入の動向というものを常に見ておかない
と「あっ、これは貸付金が伸びている」とか
いうふうになると、これは危ないぞと。商工
団体に対する貸付金が、やり過ぎではないか
という感じもしないでもないのです。そうい
う問題がわかるということです。

(8) 借金比率の状況

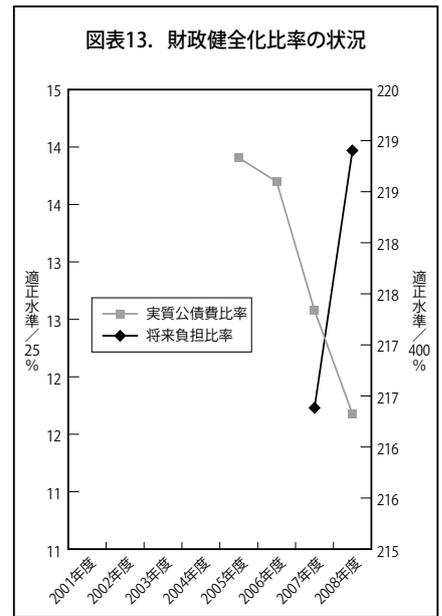
それから図表12ですね、借金比率。この辺
は大体公債費負担比率が15%とか、公債費比
率が10%とか、起債制限比率が15%を超えて
はいけないとか、そういう話になっている。
大体納まっています。



(9) 財政健全化比率の状況

ただ、図表13の財政健全化、新しい財政破
綻法ができましたよね。それを見ますと、実
質公債費比率が25%になったらもう健全化

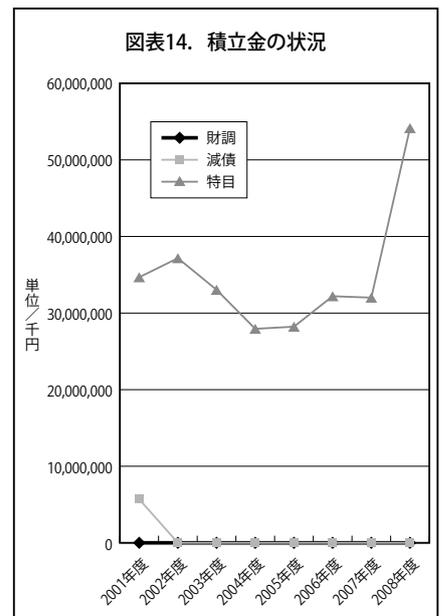
団体だよ
と。14%ぐ
らいいった
のです。こ
れは今下げ
てきていま
す。将来負
担比率は
さっき言っ
たように起
債残高を2



倍超えていますから結構ありますね。これが
219%あります、これが県の場合400%です
から、200%の段階で納まっていますので、ま
だ大丈夫です。けどさっき見たように、標
準財政規模の倍ほどの借金残高があります
から、なかなか厳しさは変わらないです。

(10) 積立金の状況

あと積立
金、図表14
で積立金が
財政調整基
金というの
がほとんど
ないのです。
こういう自
治体は、実
はもう大阪
府と同じで



す。要するに、いざというときに使うお金、
財政調整のために使う財政調整基金、補てん
のために使うお金が千葉の場合ゼロというこ

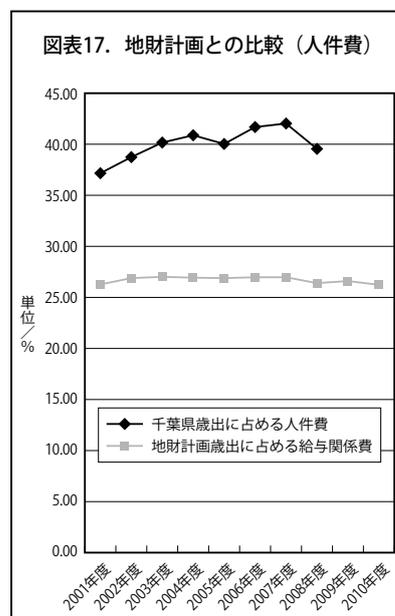
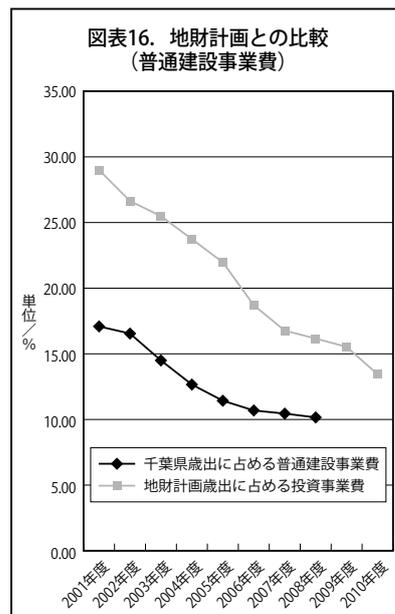
とです。その分かって、この特目というのがあります。特定目的基金、これが、ここには減債基金もゼロだということですけれど。だから大阪はおかしいなと思って、千葉県のインターネットで財政再建計画を今つくっていますから、それを見てみましたら、この特目というのが減債基金を含んでいるのです。地方債の繰上げ償還とか、そういうための資金として減債基金を積んでいるわけです。だからほかに使えないのです。それがありますので、何とかもっているということです。そういう状況です。しかし財調基金がゼロというのは、もうとんでもない話です。皆さんの家計でも入ってくる収入を全部使ってしまうということです。子どもが病気になったとしても、臨時的に使えるお金が一切ないという、こういう状況ですから、ギリギリの状況でやっていると。ただ借金を返す、住宅ローンを返す、積立金を特定目的基金として積んでいるというのがあるのです。だからそれで何とかもっているというのがあるのでしょうか。

あと、これは余分なことなのですけど、財政調整基金を積んでおくと、議会が、議員の皆さん方が「うちはまだ貯金があるじゃないか。これをちょっと吐き出して事業をやれやれ」と言うものですから、自治体の財政課の方は財政調整基金をわざと積まないで、こっちの特目の方に積んでやると。これは条例改正しないと、あるいは条例廃止したりしないと使えませんから。ですから、そういうふうにして防御的なことをやっている財政課もあるのです。千葉県がそうかどうかはまだわかりませんが、ですから議会の方に

も、本当に適正な財政運営をやっていくという観点で、事業費をどれだけ使うかということとを要求してくることも、議員もそういうものとしてチェック、危惧として私は必要ではないかと思うのです。

(11) 地財計画との比較

図表16と17は地財計画を比較したものです。これは比較しても仕方ないのですが、トレンドを見ていただきたいということです。例えば人件費にしても、これは都道府県と市町村の人件費が全部入っていますから、これで千葉県のあれがどうのこうのとは言えないのですが、トレンドを見ると地財計画上のトレンドと余りにも



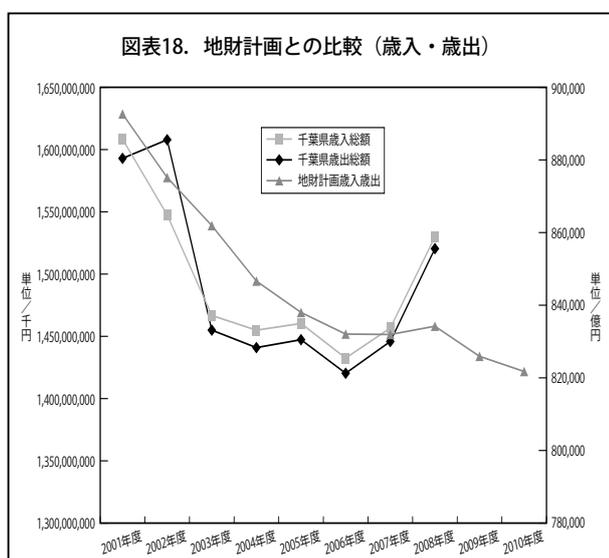
ずれてきていると、ちょっと問題になるなという感じがするのです。

例えば、図表16の普通建設事業費は地財計

画より、はるかに千葉県の歳出は下にありますよね。これが実はほかの県にいくと皆同じかということ、そうではなくて、地方の島根県の財政なんか同じように分析をしますと逆なのです。島根県の場合は地財計画よりはるかに上の水準で投資的経費額が出てくるのです。そのかわり図表17の人件費が逆に地財計画よりはるかに下回る人件費ということで、やはり同じあれでも千葉県と島根県のあっちの方に行きますと、同じ財政運営をやっているはずなのですが、全然違う状況が出てくるわけです。大体合っているのですが、ちょっとずれた傾向になっている場合は、どうかかなという一つの参考ですね。合わせないといけないというものでもないのですが。

例えば図表18で地方財政計画の歳入・歳出を比較してみますと、やはり歳入・歳出が、地財計画に出張ってしまうという2002年度なんて、やはりこれは赤字ですから。千葉県の赤字になってしまったわけですから。そういうある程度の傾向が地財計画と合わせて見るとわかります。

普通の財政課は大体地財計画、前年度の地



財計画を見ながら過去のトレンドと合わせながら、大体見ながらやっていますので、そんなに間違いはないのですけれど。こういうふうに千葉県の場合と外れると、赤字になったりするというのがあるのですね。そういうことがわかるということで。

(12) 財政状況等一覧表

最後、財政状況等一覧表。これは総務省のホームページにあります。今までの話は普通会計だけの話なのです。これからはここには普通会計、一般会計も含めて、各特別会計、それから第3セクター、公営企業会計、一部事務組合等全部入っています。そういうふうこれから財政健全化法によって、この辺の連結赤字を出していくということが決まりましたので、総務省もホームページで全自治体の分を公開しています。

千葉県の方を見ていきますと、特別会計なんかで——これは単位が100万円ですからね——かなりの、例えば大体黒字だからいいのですけれども、他会計からの繰入金なんていうのを見ますと、これは一般会計から繰り入れているとか、そういう話ですから。それから地方債残高、普通会計だけの残高でなくて、各会計にも残高がありますということで、この一般会計等の財政状況のところを見ますと、地方債現在高の欄を見ますと、100万円の単位ですから2兆6,000億円ですか、こっただけで全部あわせて。それだけの借金があるというので、普通会計も含めてやると。それから企業債の方でも借金が、これは4,500億円、各企業債の残高がたまっています。千葉

県の場合は、収支の状況を見ると、病院は赤字ですね。形式収支、病院が赤字になっていますので県立病院でしょうね、その辺がわかる。そこに、一般会計からの繰入金も92億円が出ていますよと。病院の企業債280億円もたまっていますよというのがわかるということですね。だから、この辺はそんなに悪化はしていないのですね。関係する一部事務組合でもそうです。

あと、第3セクターの方もそれぞれあります。三角が続いているのは、経常損益が赤字になっているということですね。金額が少ないからいいようなものの、しかし数が県の場合多いですね、第3セクターの数をあわせていくと。そこに出している当該団体からの出資金なんていうのも全部合計欄を見ますと、かなりの額に上っています。貸付金、補助金ですね。ですから、全部一般会計から貸付金を出したり、補助金で補助をしたり、出資したり、そういうふうになっているわけですね。ですから、この辺が赤字になると、その辺が焦げつくという可能性もあるわけですね。経常損益で一番大きいのが何ですかね、上総DNA研究所2億円。まだ、そんなに損益の額が大きくないので、まだまだいいかなという感じはしますね、ほかと比べて。だから一般会計の方が、さっき見たように大変というのがありますね。大阪なんか見ると、一般会計も大変ですけども、こっちの第3セクターの方も赤字のところが多いですね。りんくうタウン開発で事業計画出したやつが、全部失敗に終わりました。大変だったそうです。

4 終わりに

ということで、だんだん時間が迫ってきてしまいました。ご自分のところで、それぞれ自治体の皆さんも引退しなくてもいいですから、あるいは議員の皆さんだったら、議会活動のためにも財政課にただつくらせるのではなくて、自分でデータを打ち込んでいくと、それが骨身にしみてよくわかるというのはありますので、ぜひこれを参考にしてやっていく必要があるのではないかと思います。

それから議員の皆さんにとっても、さっき言った一括交付金化。今まで自治体、財政課は補助金がつく事業というのは、ほとんど議論なしで地方負担分も入れて全部予算化してしまうのですね。それでも補助事業ですから、生活保護は生活保護、郡部の生活保護は千葉県だったら、全部それで安定的に推移される。仮に、これが一括交付金の使い道自由といった場合に、そこまで本当は議論しないとけないのですよ、議会でね、これは。

ところが、今の自治体の首長が、圧倒的な予算編成権があって、議会はそういう話に一切首突っ込めませんでした。突っ込めないわけですよ。ところがそのころはよかった、補助事業のうち。補助金が優先的に全部採択されて、予算化されてきますから。ところが一括交付金化されたら、それはもう首長の思うままですよ。生活保護まで含めて全部一括交付金と。「何？　じゃ、やらない？」そのころは好きなようになってしまう。議会がどういうふうに歯どめかけるのか、という議会の権限行使というのは、今は地方行財政

会議でも大変な話になっているのです。

だから議会の方としては「もっと事前に首長の権限に関与できるようなシステムをつくってくれ」とか、そういう話も議論していますので、それは全部そういうふうに関連してくるのです。ということで、皆さん方もぜひそういう財政分析なんかもきちんとやって、その上で質疑等をしていただいて財政が失敗しないように、厳しく首長の財政運営というのを、チェックしていただくというのが、議会の任務ではなかろうかなというふうに思います。

若干時間過ぎちゃって、言い過ぎたところもあったかもしれません。一応これで終わりにさせていただきます。どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

銚子市立病院 1年8ヶ月ぶりに再開



銚子市議会議員 加瀬 庫蔵

[病院休止から再開までの経過]

- 06年7月、銚子市長選挙で岡野俊昭前市長が、市立総合病院の存続を公約に当選。
- 08年7月、岡野市長は記者会見で突然「市財政悪化」を理由に、9月末で市立総合病院の全面休止、事務職員を除き病院職員の整理解雇を発表。
- 同年7月、「公的医療を守る市民の集い」が開かれ、市民約700人が参加。
「病院休止反対署名」を約5万人集約。
- 同年8月、銚子市議会が、「病院休止関連条例」を賛成13、反対12で可決。
- 同年10月、「『何とかしよう銚子市政』市民の会」が岡野市長リコール決起集会を開き600人が参加。
- 同年11月、リコール（解職請求）のための署名活動開始。
- 09年2月、法定署名の三分の一を超える2万3,405人を集約し、住民投票の実施決定。
- 同年3月、市長リコールの是非を問う住民投票実施。解職に賛成が過半数を超え市長の失職が決定。
- 同年5月、出直し市長選挙が行われ、元市長の野平匡邦氏が当選。市長選には6人が立候補。リコール運動を推進したグループから3人が立候補。
- 10年2月、新市立病院を指定管理者として運営する「医療法人財団 銚子市立病院再生機構」（笠井源吾理事長）が設立総会。
- 同年5月、銚子市立病院（笠井源吾院長）が1年8ヶ月ぶりに診療を再開。

「小さく産んで大きく育てる」 笠井医師の決意

「まずはスタートさせる事を優先し、小さく産んで大きく育てる」。笠井源吾医師の強い決意と提案により、2010年5月1日1年8ヶ月ぶりに市立病院が再開した。

笠井医師は、利根川を隔てた茨城県神栖市にある神栖済生会病院の名誉院長だった。「自分が役に立てるかもしれない」と「26年前、医師・看護師が辞めてしまった病院を、5年間で黒字にし、17年間で借金を返した」経験から銚子市立病院の再生を心から心配していた。その事を野平匡邦市長に話した。野平市

長から「私の過去の経験や実績を理解していただき、銚子市立病院再生準備機構（準備機構）の一員となって欲しい、とお願いがあった。考えた結果、微力だがお役に立てればとお引き受けした」という事で、09年11月30日医師採用第1号として辞令交付された人である。その後、笠井医師を理事長に医療法人財団銚子市立病院再生機構（再生機構）を立ち上げ、銚子市から指定管理者の指定を受け「公設・民営」で「内科外来」からスタートし現在に至っている。

市立病院再開に対して、様々な意見が寄せられている。1つは、「再開は歓迎、課題は

救急と高齢化医療。1年後を見守りたい」という事に代表される市民の思いである。2つは、「長期間休んでいたから別の病院で診てもらっている、もう来ない。内科だけではダメだ」と言う感想だ。その中で、共通しているのは二次救急病院の必要性である。

全く別の角度からの意見提起もあった。「病院再生には、医療・福祉・健康づくりを地域全体でどうするかという理念や方向性が必要。休止となった反省を生かさないとうまくいかない」。これは、市立病院再開に対して、読売新聞の取材に応えた城西大学・伊関友伸准教授の意見である。この意見は、私が野平市長と度々議論してきた事でもあったので、特に注目した。

市立病院再開に対して、野平市長は「私としては、病院再生構想の枠組みのもとに、ある程度の診療規模や二次救急機能を準備した上で再生することを望んできましたが…市民の願いに応えるためにも、この提案に基づき、早期の開業を目指していく事としました」と説明した。しかし、野平市長が「病院再生構想」を持っていた事や「二次救急機能」を自らの主張として述べた事は一度もなかった。リコール選挙で当選したことから「私が取り組む最優先かつ最大の課題は市立病院の再開です」と言いながら、銚子市には45の診療所、170床を持つ2つの民間総合病院、70床を持つ2つの民間病院がある中で、「何故市立病院が必要なのか」という意見もある」と指摘していた。ゆえに、「病院の将来像を市長はどの様に考えているのか」「再開に向けて、全国の医師や医療関係者に何を発信して、銚子

へ来てもらうのか」等々の質問に対して「再開は市民の要求、市民は二次救急を望んでいる。病院の将来像など全て専門家集団である*銚子市立病院再生準備機構に委任している」と説明し、「市民の要求だから再開」と言い続けてきた。銚子市として、市立病院再開に対する理念を示さないまま、「再開構想」は全て銚子市立病院再生準備機構に丸投げという状態であった。

その様な中で、笠井医師+aで「内科外来」からスタートし、6月から「整形外科外来」(月2回診療)と「いびき外来」(月2回診療)が加わり、7月から「禁煙相談外来」が始まった。再開後の患者数は、5月196人、6月295人、7月488人である。

*銚子市立病院再生準備機構(準備機構)とは野平市長が「市立病院再開は超難問」と述べ、高度な専門家集団に「市立病院のあり方と再生までの計画」「医師、看護師、職員の確保」「経営主体の確保」「開設後の経営管理」を昨年8月委任契約(年度内3,150万円)し、目標達成の場合「報奨金」を支払うというもの。今年度も契約(約3,000万円)を継続したが、医療法人財団銚子市立病院再生機構(再生機構)を立ち上げ、市立病院が再開したとして10年7月準備機構を解散した。

市立病院再生は「街づくり」の理念が必要

「リコール派が3分裂し惨敗」の経験から

市立病院休止から市長リコールを、「病院休止は国の政策が最大の原因、だからこそ首長・議員の政策と行政能力が問われる、地方自治それ自体を問う問題だからこそ市民がリ

コールに立ち上がった」と考えて戦ってきた。リコールは成功した。しかし、続く市長選挙ではリコール派が3つに分裂し、それぞれ市長候補を立て戦う事になり、結果として「病院休止の原因を作った元市長（野平氏）が当選」という「皮肉な結果」になってしまった。

「リコール派が3分裂して惨敗」の原因は、第1に、事実上3人の市長経験者（2人立候補、もう1人はI候補の支援）対リコール派（市民の代表）との戦いとなり、従来の利権・しがらみ政治を克服できなかった事。第2に、市民運動の延長として市長選挙が戦われたわけではなく、結果として「革新市政の誕生的な運動になっていった」事。第3に、地域医療に対する認識が乏しく、医療政策をもっていなかった事による。

第3の原因が特に重要と考えている。市立病院休止の理由は「H19年度連結決算は50億円黒字」だが「これ以上の資金投入は市財政が破綻する」であった。これに対して、「市財政悪化の原因は、土建自治体・ハコモノ行政にある」事、「休止は継続よりも莫大な財政負担になる」等々明らかにし戦ってきた。市財政分析からの提起はかなり共感を得た。しかし、市立病院再開に対しては「小さくても早急に再開」「公設公営で」というだけであった。「経験のないリコールで目一杯」だったが、戦ってみて改めて「地域医療に対する認識」が不十分であった事と、私たちの「医療政策」を持っていなかった事を考えさせられたリコール・市長選挙であった。

先進地に学び、「住民が主体となって健康な街づくりをする」提案

何故市立病院再生を「街づくり」と考えたか。それは「地域住民が主体となって健康な街づくりをする」という地域医療の理念を実践している佐久総合病院、岩手県藤沢町立病院、夕張市立診療所等々に学び、改めて銚子市における「高齢者の現状と介護認定者の実態」を分析した事による。以下は、私が勝手に解釈した事で、間違いや失礼があったら許していただきたい。

「地域の再生・地域医療の再生」「メディコ・ポリス（医療福祉都市）と地域医療」について、佐久総合病院を育てた故若月俊一医師と共に歩んできた宮本健一・滋賀大学名誉教授は、「若月医師は佐久病院において農村医療ひいては地域医療の基本的なあり方を示した」すなわち「医療の基本的なあり方は、病気を治療する以前に住民の健康を保全する事にある」「病気は患者が自ら治すものとして医療を文化活動・教育活動とした」。さらに「在宅医療・介護などを総合した福祉事業と医療を結合させ、保健・医療・福祉・文化・教育こそ地域医療の進むべき道」であると述べ、「地域住民が主体となって健康な街づくりをする構想」である事を「佐久地域の調査から…公共事業に依存した『土建自治体』よりも、『医療福祉自治体』の方が所得・雇用などの経済パフォーマンスが高い事を証明した」という経験を述べながら説明している。

岩手県藤沢町立病院に学んできた。その中で考えさせられた事は、「病気を診るだけの医療では限界」「医療の支えがない保健・福

祉がいかに無力か」という事で、町立病院を司令塔に「健康を守る保健」「命を守る医療」「暮らしを守る福祉」が一体的に機能できるように「地域包括医療サービス」を実践している事だった。そして、その目的を「長命（生物学的な延命）と長寿（生きがいや喜びを見つけ、質の高い人生）は違う」「人の手を借りずに生活が出来る『健康寿命』を延ばす事が地域医療の究極の目的」「病気を治す医療に加え病気を予防する医療、その為には、病気を診る医療から暮らしを見る医療への転換が重要」として、具体的に地域包括医療のシステムをつくり実践していた。ここでも、「地域の皆さんに、病院を理解してもらう『地域ナイトスクール』を開催し、情報の共有・対話」を重視し、「地域の住民が主体となって健康な街づくりをする」実践が行われていた。

この様な視点に立って、「銚子市における高齢者の現状と介護認定者の実態」を調べ、銚子市における地域医療の理念と市立病院の役割を明確にし、全国の医療関係者へ呼びかけることを提案し続けてきた。

高齢者の現状と介護認定者の実態から考える

銚子市の医療を考えるに当たって、高齢者の現状と介護認定者の実態を調べた。その中で分かった事は、第1に、銚子市民の平均寿命が千葉県下最低であったことだ。平均寿命の平成17年度全国平均は、男性78.5歳（世界第2位）、女性85.5歳（世界第2位）。千葉県は、男性79.0歳（全国18位）、女性85.5歳（全国36位）。銚子市は、男性76.6歳（千葉県56位＝最低）、女性84.0歳（千葉県55位）で全国平

均よりも低く県下最低である事が分かった。また、平均寿命を下げている主要な4つの死因「ガン・心疾患・脳血管疾患・肺炎」について、人口10万人対死亡数は県・全国平均よりも非常に高いという状況が分かった。特にガンの死亡率は人口10万人対死亡数387.9人（H19年度）で、全国266.7人、千葉県232.2人と比べてダントツに高いという現実である。この事は、事前検診を含めた市民への啓蒙を、医療と行政が一体となって取り組むことの重要性を認識させられる。

第2に、急激に市の人口が減っている中で、高齢化率は29.03%（H22年）。しかも高齢者の単身世帯・夫婦世帯が急増し同居世帯が減っていることだ。平成12年高齢者単身世帯は1,803世帯（総世帯数の7.0%）だったが、平成22年は3,638世帯（総世帯数の13.7%）にもなっていて、10年間で約2倍以上増えている事が分かった。高齢者の収入も、年間200万円以上の人は高齢者人口の約1割。年収80万円以下の高齢者がかなり多いのが現実で、これから低収入の高齢者が増える事が予想されている。この事は、市の包括支援を軸とした福祉政策の充実が緊急の課題である事を示している。

第3に、介護認定者の推移である。平成12年度の介護認定者（要支援1～要介護度5）は1,605人（認定率8.9%）だったが、平成22年度は3,044人（認定率14.9%）と約2倍近く増えている。介護認定者の内、特別養護老人ホーム待機者は286名（H22年5月現在）。その中で、要介護度3以上の人は160名（認定者の60%）いて、その内50%が在宅介護の状

態だ。年々介護認定者が増えているにもかかわらず、介護予防事業に参加している高齢者は高齢者人口の5%。更に、認知症の認定者は高齢者人口の7%にも上り、年々拡大する傾向にある。これらの現状から言える事は、介護事業ではカバーしきれない実態がすでにあり、行政が責任を持って地域包括医療の体制を組むシステム作りが課題となっているという事だ。

この様に、高齢者の現状と介護認定者の実態から考えた時、行政が責任を持って医療・福祉（介護）政策を軸とした街づくりの理念をしっかりと持つ事が求められている。その中で、市立病院の役割を明確にし全国の医療関係者へ訴える事を認識させられる。

地域医療のあり方が議会で議論に

佐久総合病院のある長野県に注目してきた。平成17年度長野県の平均寿命は、男性79.86歳（全国1位）、女性86.48歳（全国5位）。その中で、「後期高齢者医療費一人当たり医療費の都道府県順位」（平成20年度）を見ると、平成20年度一人当たりの医療費は712,147円で46位（1位は福岡県で1,081,244円）、平成19年度は47位で全国最低。病院数は137病院で東京都（645）の約20%。医師の数も2995.9人で東京都（24,030.4人）の約12.4%の状態である。勝手な解釈かもしれないが、高齢者一人当たりの医療費が低いのも、平均寿命が長いのも、医師の数や病院の数だけではないようだ。要は、地域医療に対する理念と実践を、医療と行政が責任を持って市民と一緒に作り上げていく事を示していないだろ

うか。

その様に考え、地域医療の先進地に学び、高齢者の現状と介護認定者の実態から市立病院の役割について提案し続けてきた。議会の答弁で野平市長は、「医療と福祉の連携を銚子市においてどうやっていくのか、私もかなり近い感想を持っています」「（高齢化率、平均寿命、ガンによる死亡率等）数字が出てきて、分かりやすく非常に悲しい、重たい数字。これを市政の大きな課題として責任を持ってやっていきたい。市民にも、医師会にも市立病院にも一緒に考えてもらいたい。議会としても、市民の健康、命の状況を充分議論いただきたい」と述べるようになって来た。

「土建自治体」の典型である銚子市が、6月議会の冒頭「銚子市再生への取り組み」の中で、「私は、全国の医療界・自治体が注目する中で実現した、市立病院のささやかな再生は、銚子発展の大きな一歩と考えています。今後、議会でも取り上げられているメディコ・ポリス（医療福祉都市）構想やコンパクトシティ構想などを銚子市の将来における街づくりの主要なテーマとして見据えながら、市民の方々と意見交換する場を設けたい」と野平市長が挨拶をした。野平市長の言う二つの構想は相矛盾するような提起だが、市立病院再開を通して地域医療のあり方を提案し続け、笠井医師や医療スタッフへの激励を考える体制を検討したいと思っている。

小さな自治体の 継続に向けて



酒々井町議会議員 川島 邦彦

自立の道を選択した酒々井町

平成の大合併で酒々井町は、合併の是非を問う住民投票を実施し、町民は自立の道を選択しました。昭和の大合併時にも成田か佐倉かで町を二分する激しさを経験しました。更に遡ると、明治の大合併で町制を施行して以来約120年間、合併経験のない全国的に数少ない自治体となりました。今後、民主党政権が唱える地域主権がどのように具体化していくのかを見定めながら、小さな自治体が自立していくための努力や工夫が求められます。

長い歴史に育まれた自然環境

酒々井は、戦国時代の約100年間千葉氏が居城を構えた地であり、当時は印旛沼の水上交通による交易が盛んに行われていました。現在は「本佐倉城跡」として国指定史跡を受け保存整備を進めています。また、人類が住み始めたとされる3万年前の貝塚や石器等の

出土品が存在するなど、今も色濃く原風景が残っています。このような自然環境は大きな安らぎを覚えると同時に貴重な財産となっています。豊かな緑と肥沃な大地は農業従事者に営々と支えられ今に至っていますが、当町も高齢化と後継者不足が深刻化しており、生産法人等に対する国の規制緩和を含めて農業の担い手について早急に対策が必要となっています。

のどかな町が住宅開発の波に

昭和40年代半ばの人口は6千人で、農業を中心としたのどかな風景が広がっていました。

この町が急速な人口増加へ転じたのは昭和50年代でした。成田国際空港の開港（昭和53年）と歩調を合わせるように住宅開発が進み、昭和60年には1万7千人（現在人口2万1千人）へと年間1千人のペースで増加し、10年間で流入人口が旧来人口の2倍に達しました。急速な人口増加は財政圧力や生活改善の住民



旧国鉄酒々井駅

要望増加に連動しました。例えば、上下水道等のインフラ整備、渋滞解消の道路整備、小中学校校舎不足の解消、あるいは通勤の利便性向上に向けたJR快速電車停車、大型商業施設の誘致などの要望が必然的に高まった時期でした。それにしても小さな自治体の財政力とマンパワーで次から次と環境整備を行って行かなければならなかった状況を想定すると、諸先輩の精力的活動に敬意を表するものです。現在、JR酒々井駅を中心として昭和40年代後半から開発された住宅地域に人口の3分の2が密集し、この住宅地域を取り囲むように農地と小さな住宅地域が分布しています。

会社員と議員を兼職

酒々井町の議員定数は16名です。町内各地区では地区居住の身近な議員を選出したい意向と、立候補者も地区の推薦を受けたいとの思いが働きます。当然と言えば当然のことで

す。なかでも旧来地区では何代も酒々井で暮らす家柄が多く、住宅開発地区と混在する中で酒々井の歴史を理解し、出来れば酒々井に生まれ育った者が望ましいということになります。地区有志から私に立候補要請があったのもこうした背景と認識しており、地区役員OB等が複数の中から人選を協議したとのことでした。酒々井町を次代に引き継ぐ使命と責任を負う年齢になったと受け止め54歳で立候補を決意しました。ちなみに酒々井町生まれの議員は私を含めて4名です。

一方、町議会議員報酬は平均的人口規模の市議会議員の6割程度と思われませんが、報酬だけの収入で生活するのは難しい水準です。私はNTT勤務と議員を兼職していますが、就業規則で町村議員の兼職が認められており、市議会議員では休職または退職することになります。兼職が認められている会社等組織は少ないのではないのでしょうか。議員は自営業者、農業従事者、あるいは年金受給者等報酬以外に収入のある者が立候補条件となり、志



平成元年 現JR酒々井駅完成

を持ちつつ生活面から立候補を断念する者も多いと推察します。そこで、酒々井町のような小さな自治体では、例えば週末議会とか夜間議会とかの工夫で会社員等でも議会活動が出来る環境づくりが必要と考えます。

町の将来を見据えて

市町村合併で自治体規模の拡大が進みました。地域主権が叫ばれる中でどのような制度設計をするのでしょうか。私は身の丈に合った行政運営を基本に対応したいと思います。が、国の方向次第で対応が困難になると懸念するのは医療費を市町村単位で運営する国民健康保険（以下「国保」）です。国全体の医療費35兆円は国税額と肩を並べる水準に迫っています。定年退職による国保加入者は増加傾向ですが、高齢者ほど高医療費となる実態の中で収支バランスは、財政調整制度にもとづき健康保険組合や協会けんぽ組合等からの支援で現在、辛うじて成り立っています。75歳以上は国保から後期高齢者医療に移行していることも国保財政上は有利です。先般、政府は後期高齢者医療制度廃止を前提に対象者1,400万人のうち1,200万人を国保加入とする方針を表明しました。現在と同等の支援が継続されるのか否かで国保財政は大きな影響を受けます。いずれにせよ、現在のいびつな医療保険制度は段階的ステップを踏むとしても、小さな自治体にも配慮した根本的な見直しを望みます。

一方、町の一般財政予算規模は概ね50～55億円です。自主財源である町税は約半分

で、内訳は町民税と固定資産税が大部分を占め、合わせて25～26億円となっています。典型的な住宅地域であり大幅な税収増は見込めません。そこで、税収に結びつく地道な施策の積み重ねや支え合って経費を抑制していくことが必要です。1つは、地理的に成田国際空港と隣接した雇用環境を踏まえ、空港関連従業者の定住化を目指すことです。高齢者と若年者の均衡が理想とすると、とりわけ共働き世帯を意識し保育園の充実等は有効な施策と考えます。2つは、平成24年度に供用開始予定の「(仮称)酒々井インターチェンジ」と、その出口に進出予定のアウトレットモール等を活かした町づくりです。3つは、国道51号線と国道296号線が交差する地域であり、インターチェンジアクセス道路を含めて幹線道路の沿道を活かす取り組みが必要です。具体的には都市計画や上下水道整備等の環境整備と連動します。4つは、行政運営コストの抑制です。広域行政運営を強化したコスト抑制は可能かという問題意識があります。現在、消防や葬祭などの一部事務組合が存在しますが、メニュー拡大や工夫が出来ないかということです。住民協働の視点も重要でしょう。また、通信インフラ等が格段に進歩する中でICT活用による効率的行政運営も課題だと思えます。財政規模のハンデキャップを縮小する専門的アドバイスにも期待します。

以上、小さな自治体の立場から問題提起させていただきました。大きな自治体が主流となる中で、大小に関わらず主体性が発揮出来る自治体改革を望んでいます。

北総鉄道運賃値下げと 地方自治



鎌ヶ谷市議会議員 ふじしろ 政夫

7月17日新型スカイライナーが開通。時速160km都心～空港間36分、950円。国、マスコミも国際空港成田へのアクセスが解決したかのような喜び様。しかしその裏で北総鉄道の異常な高額運賃に泣く住民が犠牲になっています。

成田空港線のメタボ運賃^{*1}・北総鉄道の高額運賃はあまりにも理不尽、不合理だと、遂に沿線住民は、国土交通省を相手どって行政訴訟をおこしました。(2010年8月17日)

北総運賃の問題、4.9%値下げ首長合意、補助金支出へNOをつきつけた白井市議会、成田空港線の北総線タダ乗り、など多くの問題が目の前に提示されています。“住民自治・地方自治”の観点から、これらの諸課題にアプローチしてみたいと思います。

行政訴訟の内容と課題

8月17日原告17人によって国土交通省を相手として出された行政訴訟は、新型スカイライナー開通によって生じる京成電鉄と北総鉄道間での線路使用料を適正に設定することで、現在の高額運賃の是正を求めるものです。^{*2}

行政訴訟においては「原告適格」が厳格にとらえられるが故に、今回の場合も同様の問題^{*3}が出てくるものと思われます。

しかし本来的に言うならば北総鉄道を使用する可能性のある沿線住民すべてが、運賃への利害関係者であるはずです。私達の税金を出資している鉄道が、住民にとってリーズナブルな運賃と、安全性を確保して運営されるか否かは沿線住民にとって重要な課題です。これらの問題を正面から訴える場がない故に

「行政訴訟」という形をとらざるを得ないのです。(参照：ハッ場ダム訴訟)

北総鉄道の運賃問題

さて、北総鉄道運賃について簡単に述べておきます。運賃問題は10年以上(平成10年9月4日、上限運賃変更認可)も前から沿線住民を苦しめています。北総第Ⅱ期線としての高砂～新鎌ヶ谷の間の建設費用(将来の成田高速鉄道用としての高規格仕様)1,141億円の返済を北総線の住民の運賃によって払いつづけています。だから、京成電鉄と同距離運賃と比べたら2～3倍高い運賃を住民は負担しているのです。^{*4}

2市2村(白井市・印西市・本埜村・印旛村)では、せめて子供達の通学定期の負担を減らそうと、2005年から自治体が通学定期25%値下の為、補助金を出し続けてきました。「財布落しても定期を落すな」と言われる程高い運賃を、なんとか下げて欲しいと党派を超えて10万7,087通の署名を集め、国等に要望^{*5}しましたが…なかなか解決しません。

北総鉄道は一貫して、沿線住民に対して「負債体質の会社では運賃値下は出来ない」と言っています。千葉ニュータウン事業34万人構想が実際には現在8万人ということへの県・都市機構の責任は？成田高速鉄道仕様としての高規格鉄道二期線1,141億円の借金を、なぜ生活線として利用している沿線住民が負担しなければならないのか？住民の素朴な疑問は答えられていません。

首長合意

「2010年成田高速鉄道が開通すれば、北総線を使う旅客が増えるのだから値下出来るのでは…」と沿線住民は期待しました。

県も2009年頃から具体的に値下げへ向けた議論を副市長レベルまであげて検討しはじめました。しかし、そのやり方は市民（県民）へは、まったく情報公開せず、会議は非公開のまま推移します。県は2009年7～8月衆議院総選挙（8月30日）の最中5%値下げ案を出しました。各首長は「自治体の負担ありきはおかしい」「国・県の責任^{*6}、線路使用料の課題を解決していない」「5%値下げでなく、抜本的解決の方策を探ろう」と異議を唱えました。

しかし森田県政は5%値下げ案を強引に押し進め、10月には国交省からの合意メモという形で各首長に「一つでも反対すれば、値下げはもうない」と短時間の中での決断をせまりました。11月2日に合意案を提示し11月4日にYesかNoを回答させ11月30日^{*7}に印をおさせ首長合意成立へと導いたのです。各首長は「苦渋の選択」「6市一体の中で印



を押した」とせっぱつまった中で合意させられました。

すべて非公開、情報を市民に知らせぬよう「箝口令」がしかれ、県民・市民から意見を聞こうともしない形で首長合意がつけられました。地方分権・地方自治をめざす21世紀の政治とはかけはなれた密室役人政治そのものがおこなわれています。

首長の合意は、北総線の高額運賃そのものを沿線自治体が認めてしまったということと、抜本的解決への道を閉ざしてしまうという結果をもひき出してしまいました。

白井市議会補助金否決

2010年3月議会では、6市の予算案の内に補助金・値下げ支援費が計上されました。白井市議会が唯一、反対し補助金2,587万円（年間3,450万円）を削除し予算案を修正させました。その時の白井市議会の様子は以下のとおりです。

3月議会、総務常任委員会では市の予算案を可決、しかし本会議では10：9で否決。

3月26日10時からの本会議において平成22年度一般会計予算が審議され、午後7時36分は、まだ委員会報告、その後二つの修正案^{*8}が出される。午後9時20分、休憩後審議し午後11時48分延会。3月29日10時より審議され、北総鉄道値下げ支援費のみを削除する修正案が10：9で可決される。午後2時44分でした。

6月議会でも補正予算として再度提出されましたが、議会は再度否決しました。

この白井市議会の議決に対して非難の声が

そこらじゅうからおこりました。^{*9} “白井議会はどうするのだ” “5%弱の値下げもなくしてしまうではないか” “損害が生じたら損害賠償されたら責任をとれ” といってバッシングはひどいものです。

反対した10名の白井市議会議員の毅然とした態度が光りました。白井市長に対して専決処分して責任とれと県が言っているといった風評まで流れてきます。

議会の議決と首長の合意

首長の合意と議会の議決との関係について考えてみたいと思います。

県も当然のことながら合意における支出（自治体補助金3億円）は予算で可決しなければならぬことを知っています。白井市議会が否決することは二元代表制における議会のあり様から当然ありうることです。

「市長選で応援した首長が合意した内容に反対するとはなにごとだ」「首長合意をダメにする議会の否決は問題だ」と議会はまるで市長の諮問機関であるかのように議決に批判を加えることは、地方自治のあり様について分かっていないのでは…国における議員内閣制（与党が内閣をつくる）と首長・議員が別々に市民の直接選挙で選ばれる二元代表制とはまったく違う政治の仕組みであることが分かっていないのでは…と思われま

す。議員が十分議論・討論して議会としての立場を表明することは、議会としての当然の権利であり義務^{*10}でもあります。白井市議会は3月26・29・30日と夜の11時まで全議員が

意見を斗わせて結論を出しました。ほめられこそすれ、バッシングを受けるものではありません。

市民からは「白井議会が首長が認めたことだからやむを得ないなどの現状追認のなれあいの道を絶ち、波紋の大きさを覚悟の上で、悩みぬいた末に選んだ理性の決断は、今後の真の解決の道に希望を与えるものです」と議会の行動に賛意が表されています。

まだまだ地方自治における議会のあり様、首長と議会そして市民との関係性を理解しきれてないマスコミ、議員がいかに多いかが明らかになりました。現在の地方自治の未熟性がみてとれます。

議案の再提出から見えるもの

3月議会で否決されたと同様の補助金・値下支援費を6月議会で再び白井市長は補正予算の形で提案しました（議会は再度10：9で否決）。

議決した内容を予算執行する立場の首長^{*11}は条件、状況の変化がなくとも同様の議案を再度出せるのだろうか？地方自治法176条177条の再議に関する条文との関係は？又、179条の専決処分との関係はどうなるのだろうか？議会と首長との関係^{*12}が問われます。

議会の独立性、首長の独自性、それらを担保するものは、すぐれて“市民・民意”ではないだろうか。白井市民10万人以上の署名を集めて抜本的値下げを求めた民意をどう実現するかが今、問われています。

損害賠償について

「6市2村の合意による運賃値下げが破綻になった場合、それまでかかった費用を白井市に損害賠償する」といった論すら出てきています。白井市は昨年11月30日合意の前、11月25日に議会として「北総線の運賃値下げに関する合意書への同意を見合わせることを求める決議」をしております。市全体として積極的に合意内容を推進しているのではありません。千葉県が中心になって推進した合意であり、国土交通省にも調整案として係わらせて各自治体に強引に合意させたことから、あえて言えば県こそがその損害賠償の責任をうけるべきでしょう。

白井市議会が地方自治法96条に基づき議会としての責務を果すことで補助金支出を削除したのですから、まったく合法です。又首長合意が県議会での答弁のごとく「法的根拠なし」なのですから損害賠償を白井市が請求されることは道理に合いません。^{*13}

成田高速鉄道の 上限運賃認可の問題点

7月17日、開通した成田空港線（京成電鉄が経営）の上限運賃認可申請は昨年12月16日に申請され、今年1月26・28日、公聴会があり2月18日答申2月19日認可されました。

公聴会では28人が公述し、そのうち19人が反対の公述をし問題点を指摘しました。

- ① メタボ運賃はなぜなのか？
- ② 1 km～32.3 kmは200円～320円という北総の高い運賃のまま、空港～高砂51.4 kmは

950円の二重運賃は、差別運賃ではないか？

- ③ 京成電鉄が北総線に支払う線路使用料12億～15億円は、北総線の減収分だけを支払うという「タダ乗り」状態です。
- ④ 二期線工事約1,200億円の建設費を北総沿線住民に高運賃で負担させているのは、住民の犠牲のうえに空港～高砂間を利用する旅客に安い運賃を提供する不公正・不公平な運賃です。
- ⑤ なぜこんな不合理なことがまかりとおるのか？北総線の役員のほとんどが京成電鉄の役員に占められている状況下^{*14}での線路使用料契約の不透明性。
- ⑥ 京成電鉄の成田空港線収益予想の算定方法の誤り。

市民からは株主代表訴訟をおこすべきと市当局へ要求していますが市は動かず。住民は訴訟へと立ち上がったのです。

白井市議会の反乱（10：9）によって始めて北総鉄道・成田空港線の運賃問題の本質が世間の目にふれるようになりました。

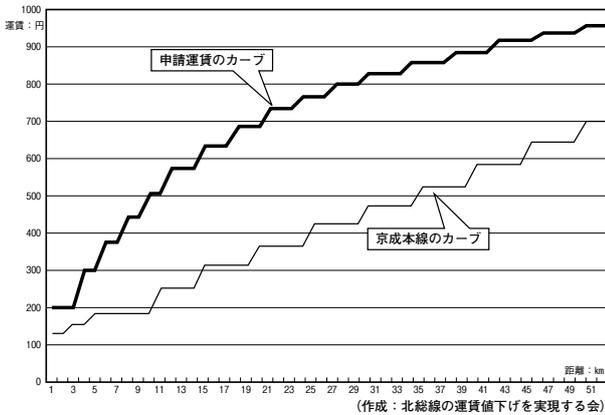
住民の力、市民自治・地方自治を押し進めていく中から、抜本的解決の糸口が探り出せるのではないかと思います。それは市民と行政そして議会との関係、市民と国・県との関係が改めて問われてきます。



北総線運賃（新鎌ヶ谷）

— 注釈 —

※ 1：沿線住民だけにツケをまわすメタボ運賃



上のグラフ(太線)は、成田新高速線(北総線)の運賃曲線です。遠く(例えば、東京)から成田空港へ行く乗客には軽い負担で、近距離(例えば、千葉ニュータウン地域)利用の乗客にはバカ高となる、この醜い運賃カーブ。この地域では、誰いうとなく「メタボ運賃」カーブと呼ばれるようになりました。

※ 2：訴訟内容は

- i) 成田空港線を経営する京成電鉄が北総鉄道に支払う線路使用料(高砂～小室)が、おかしい。これでは“タダ乗り”同然ではないかと線路使用料認可(2010年2月19日)への取消し訴訟。
- ii) 北総鉄道へ適正な線路使用料を払うよう命令することを求める義務付訴訟。
- iii) 適正な運賃へ北総鉄道の上限運賃を変更するよう命ずる義務付訴訟。
- iv) 成田空港線の上限運賃認可を取り消すよう求める取消し訴訟。

※ 3：原告適格

- 鉄道事業法に係る審査基準及び標準処理期間について(平成8年)
- 行政事件訴訟法9条(原告適格)取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者に限り

• 近鉄特急訴訟

《最高裁 平成元年4月13日判決》

地方鉄道法21条は…認可処分そのものは…鉄道利用者の契約上の地位に直接影響を及ぼすものではなく…旅客列車を利用しているとしても…原告適格を有しない

※ 4：東京近郊私鉄運賃の比較

鉄道会社名	区間	距離 km	運賃 円	比較 北総=100
北総鉄道	高砂～印旛日本医大	32.3	820	100.0
京成電鉄	上野～京成大久保	32.1	470	57.3
東武鉄道	浅草～一ノ割	33.0	450	54.9
西武鉄道	池袋～武蔵藤沢	32.9	390	47.6
東京メトロ	中野～西船橋	30.8	300	36.6
東急電鉄	渋谷～中央林間	31.5	330	40.2
小田急電鉄	新宿～相模大野	32.3	360	43.9
JR 東日本	東京～西国分寺	32.8	540	65.9

※ 5：2008年8月谷垣国交大臣に提出。「不公平な運賃にならないようにしたい」との回答

※ 6：成田高速鉄道は国の空港政策です。国の負担は？

千葉ニュータウン34万人構想が、現在8万人の責任を県・都市機構はどうとるのか？

※ 7：11月30日合意

5年間、自治体の補助金年3億円、北総鉄道年3億円をもとに、普通運賃4.9%値下げ、通学定期25%値下げ、通勤定期1%値下げをするものです。

千葉県1.5億円、市川市450万円、松戸市1,500万円、鎌ヶ谷市900万円、船橋市600万円、白井市3,450万円、印西市6,750万円、本埜村600万円、印旛村750万円負担

※8：修正案

- i) コミセン建設に関する部分、北総線助成に関する部分を削除
- ii) 北総鉄道運賃値下げ支援2,587万5,000円のみを削除

※9：

県知事：「運賃値下げが困難になる。合意した以上市長は責任をもった対応を」「白井市負担を県がかたがわりすることはない」

県：「白井市が補助しない場合、合意の白紙化は避けられない」

北総鉄道：「完全履行は非常に重い責任であり、白井市は政治生命をかけて履行を」「来年春にも値上げの意向」「これまで進めてきたパモのシステム構築経費がムダになると憂慮する」「損害賠償も考えている」

白井市長：「政治生命をかけて履行する」

議員：「推薦した市長を見切って予算に反対するなんて」

新聞：「白井市が補助金を負担しなければ値下げの継続は困難だ」

※10：地方自治法96条

※11：地方自治法138条の2

執行機関は…予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。

※12：予算を否決しつづけて岩国市長の米軍再編(59機の艦載機移駐)反対の民意実現に敵対した岩国市議会。

市長が議会解散の音頭をとってリコール運動をおこなっている名古屋市の状況など、地方自治体における首長と議会との関係が問われている。

ます。

※13：最高裁昭和56年1月27日判決

「工場誘致政策の変更」

行動が“特定内容の活動を促す個別的、具体的勧告、勧誘を行い”のケースでは信義則による賠償責任が生ずるとした判決です。

白井市は今回の合意に勧告・勧誘をおこなわないどころか、議会は合意を見合わせる決議をしています。このことから白井市への賠償責任は生じないと解すべきです。

※14：京成電鉄・北総鉄道及びその他関連会社・役員相関表

会社概要	会社名	京成電鉄	北総鉄道
	鉄道事業	第1種・第2種	第1種・第2種
	資本金	368億円	249億円
	役員数	15人	10人
	従業員数	1,747人	293人
	主要株主	日本マスター信託6.2%	京成電鉄50%
		日本生命4.3%	千葉県22.3%
	日本トラスティ信託口5.31%	UR17.3%	
氏名	出身		
花田 力	京 成	代表取締役社長	監 査 役
亀甲 邦敏	運輸省	(元専務取締役)	代表取締役会長 (前代表取締役社長)
笠井 孝悦	京 成	代表取締役	代表取締役社長
金子賢太郎	運輸省	常務取締役 鉄道副本部長	
片岡 遼一	京 成	(元常務取締役)	
三枝 紀生	京 成	代表取締役専務 鉄道本部長	取 締 役
堀内 正明	京 成	(元鉄道本部電気部長)	常務取締役 運輸部長
大嶋 雅夫	京 成	(元特別工事事務次長)	取締役 特別工事事務部長
河野 三男	運輸省	(子会社帝都自動車囃託)	取締役企画室長
宮木 一男	京 成	(子会社帝都自動車常務)	取 締 役
原山 美之	京 成	(元開発本部次長)	常勤監査役
宮田 弘幸	京 成	取締役経理部長	監 査 役

(作成：北総線の運賃値下げを実現する会)



トータル介護サービス アイ

代表 大塚美知雄

会社概要について

弊社は、介護保険のサービスを提供する事業者として、県から指定を受けて訪問介護（ヘルパー派遣）を中心に、居宅介護支援（ケアマネジャー）、福祉用具レンタル販売、住宅改修、介護タクシー事業を行っております。その他、千葉市のおむつ給付や日常生活用具給付事業の委託も行っております。職員は65名で、東金市と千葉市に事業所がございます。



介護保険制度の動きに左右される運営

介護保険制度には、三年に一度の介護報酬見直しと五年に一度の制度改定というものがあり、事業所はそのあおりを受けながらの運営を強いられております。平成17年の最初の制度改定をピークに売上は落ちはじめ、80人を超える職員もこのときから年々減り続けて来ました。そして三度目の平成21年の報酬改定では初めて3%のプラス改定がなされ、少し売上が上向いているのを見ても明らかのように、厚労省の方針に運営が左右されている事が分かります。このようなことから、介護保険のみに頼る事業から脱却することも視野に入れて運営する必要があります。次の平成23年に行われる制度改定がどのような結果になるのか注目しているところですが、今回医療保険との同時改定となるようでもまだまだ分かりづらい面が多々あります。ただ、どういう方向に向かおうとも、まず企業としての体

会計年度	年間売上高 (万円)	介護保険 改定年度
7期 H15.8月～H16.7月	17,500	
8期 H16.8月～H17.7月	18,600	
9期 H17.8月～H18.7月	18,200	平成17年度
10期 H18.8月～H19.7月	16,700	
11期 H19.8月～H20.7月	15,100	
12期 H20.8月～H21.7月	14,900	
13期 H21.8月～H22.7月	16,100	平成21年度
14期 H22.8月～H23.7月	(見込)16,400	
15期 H23.8月～H24.7月	?	平成23年度

職員数内訳

	常勤	非常勤	小計
訪問介護事業部	7	42	49
居宅介護支援事業部	5	3	8
福祉用具貸与事業部	1	2	3
介護タクシー事業部	0	5	5
事務員	1	1	2
合計	14	53	67

H22.9.1現在

今期の売上は1億6千万円程度になります。経費削減の努力もありますが、平成21年4月の介護報酬プラス改定の影響もあり、今回久々に黒字決算となりました。

力づくりが先決かと考えております。そのためには人材確保が最も大切な課題です。

会社の成り立ちについて

私どもは平成9年4月、有償ボランティア団体として十数名で発足いたしました（平成10年1月法人登記）。まだ介護保険制度が始まる三年前のことです。当時、高齢者福祉サービスは地方自治体が行うものであり、民間がお金を取ってヘルパー派遣をするという事に違和感を持つ方が多かったように思います、ですから一時間千円の派遣料を頂くのも大変なことでした。しかし家政婦紹介所で24時間家政婦さんが常駐するというサービスが主流だった中、①利用者本人の生活の質を高め自立を支援するため、②利用者の必要な時に必要なだけ、③専門のスタッフが邪魔してサービスを提供するというコンセプトが徐々に浸透してきました。その大きな力となったのは、既に公的サービスでヘルパー派遣をされていた社会福祉協議会や各市町村の高齢者相談窓口担当の方々です、年々問い合わせや依頼が増えてきたのです。そして又、千葉市においては民間でヘルパー派遣をするところが三社ほどしかなく、互いに融通しあいながら出来ないところを補って連携を深めてきたという経緯があります。登録された利用者の便宜を図るために、無償で通院などの外出援助をするなど、経営的には持ち出しも多く大変苦しい状況ではありましたが、出来る範囲で足元を固めながら進むことが許された、という時期でもあったので有意義な三年間だっ

たと思います。介護保険実施前夜には、50人程の利用者さんが当社に登録しておられました。

会社設立に至る そもそもの経過について

私は12年間千葉市内にある特別養護老人ホームに、生活相談員として昭和60年から勤務しておりました。当時医学の進歩もあり、脳梗塞で倒れたお年寄りがリハビリを行い、片麻痺など障害を持ちながら退院できたとしても、行き場の無い方が多いという実態がありました。昭和60年代に入って、特養が全国的に増えてきた時期でもあった訳です。

なるべく家庭にいるような雰囲気作りをしよう、気分転換を図るために季節ごとの行事を増やそう、そして寝たきりをなくすため離床に力をいれようなど、どこの施設でも見よう見まねで取り組んでおり、施設間の交流や研修も繰り返し行われていたように思います。定員50名の入所者に対し職員定数が25名でした。その中で直接処遇の寮母職が12名で、24時間交代で介護にあたっておりましたが日中は6名で入浴や食事の介助、オムツ交換が行われることから、流れ作業にならざるを得ませんでした。しかも無資格者が多く、暗中摸索の中経験を積み重ねて行くしかありませんでした。当時の施設は全て4人部屋で、かろうじて男女別になってはいたものの、トイレなど共同で24時間臭いや物音など、プライバシーは皆無の状態でした。

特養の運営は、社会福祉法人にのみ認められており、建設費の四分之三が公的資金で、

建ててしまえば永遠に入所者一人に対し当
時で、24から25万円（月）の措置費がかかり、
人件費補助が一人360万円（年間）ほど投入
されていたわけですから、その施設が全国で
八千件を超えた時は将来的に財政はどうなる
のか、もちろん収入の多い入所者は、応分の
負担はしてはいたもののほとんど無料でした
から、一職員の立場ではありますが、不安は
感じておりました。

在宅介護支援センター構想について

平成7年から勤めていた施設が、「在宅介
護支援センター」を市の委託を受けて実施す
る事になり、私がおその担当者となりました。
これは、特養の持つ施設機能と職員の介護技
術を生かして、在宅で障害を持つお年寄りを
介護している家族の方の援助をするという試
みでした。構想では中学校区に一施設ずつ設
置し、80件程度受け持つという試算を国はし
ておりました。職員配置は看護師や介護福祉
士等3名で、在宅訪問し家族と相談しながら
ケアマネジメントを行っておりました。サー
ビス内容は、デイサービス・ショートステイ・
入浴サービス・配食サービス・ケアハウス・
24時間電話相談そしてホームヘルパー派遣を
組み合わせて支援をしていました。まさに今
の介護保険制度におけるケアマネジャーの役
割だった訳です。

脳梗塞で倒れたご主人を奥さんが一人で介
護している、糖尿病で人工透析の父親を娘さ
んが面倒を見ている、難病で寝たきりの息子
さんをご両親が交代で介護している等、地域



の状況が明らかになり、いかに在宅で介護し
ている方が多いのかという実態が私としては
初めて理解でき、衝撃を受け、二年後に退職
し独立するきっかけともなりました。

措置制度で決定通知が無いと援助を開始
できないというもどかしさはありませんが、
日々実感として介護者の手助けになっている
という手ごたえはありました。施設に依存す
る流れをせき止め、在宅で何とかできるよ
うに押しとどめようとする、国の財政削減が目
的だとしても、この構想はとても理にかなっ
ており、地域に密着して手厚い対応が可能な
制度だったと私は思います。

介護疲れの家族の方を休ませるために、施
設が短期的に預かり介護する、日中だけ施設
にお連れして入浴や食事をしてもらい、その
間介護者に気分転換をしていただく、独居の
お年寄りに施設で作った昼食を届ける等々、特
養の機能を十二分に生かした制度でした。

しかし、早朝や夜間にヘルパーに来てほし
いという要望が増えたら対応しきれぬのか等、
常に問題は抱えておりました。時を同じくし
て「介護の社会化」ということで老人介護を
社会的に支えようという機運が高まり、公的
保険制度が論議され始めておりました。

この「在宅介護支援センター」は、介護保険が実施されてからは存在意義が薄れてどうなったのか私は定かではありませんが、平成17年介護予防の創設に合わせて、包括支援センターという名称で再構築されたようでもあります。

介護保険制度にとらわれず独自の福祉サービス構築を

介護保険制度が始まってから既に10年が経過しました。訪問介護では、生活援助派遣の制限、通院等移動介助の介護タクシーへの移行、病院内の介助が自己負担になるなど、制度そのものが形骸化していく中で、益々使いづらい状態になっているにも関わらず、高齢者福祉サービスだけでなく障害者福祉サービスをも無理やり介護保険に合わせようとしているように見受けられます。現場では、困っている人を前に型にはまった対応をせざるを得ない場面に遭遇することが多々あります。

介護サービスの諸問題点と直面する課題

介護保険制度や障害者自立支援法等において、ヘルパーによるサービスを提供する際、利用者の希望や意向、サービスを提供する上での目標、実際のサービス内容に加え提供時に留意すべき点など、様々な情報を一つ一つサービス内容ごとに必要時間を積算した訪問介護計画書を個別に作成しています。必要時間の算出に当たっては、サービス毎の標準所要時間を基に個別性を配慮しながら計画していきますが、実際の現場で直面する問題があ

ります。標準時間から大幅に逸脱してしまうケースや、計画から大きく外れてしまうケースがあるということです。

認知症の高齢者に限らず、心理症状等によりスムーズなサービス提供が困難な場合があります。このような場合、訪問したヘルパーは計画された必要業務を行うにあたって、利用者の不穏状態を解消しなければなりません。それに費やされる時間が標準時間を大きく超えなければ良いのですが、30分以上が必要になってしまうこともあります。不穏状態の解消後にサービス提供となりますが、先送りできない内容の場合は時間が超過してでも実施せざるを得ません。それが一回あたりの提供時間に制限があるサービスならば当然、超過時間に対する人件費は事業所の持ち出しになるばかりか、利用者の生活の組み立てにも影響が出てきます。又、不穏解消に相当時間を費やした後、結局サービス提供できない場合もあります。

いずれの場合も不穏解消に費やす時間はサービス提供が行われていない、または給付対象外のサービス行為になるとの見解になります。このような状況が重なると事業の継続を圧迫するばかりか、利用者にも良い影響を与えません。認知症をはじめ精神症状のある利用者に対しては、コミュニケーションに時間をかけてゆとりを持って対応することが望ましいのです。

そのような中で船橋市では、気分を落ち着かせる為に相当時間を要した場合や、訪問時に徘徊などにより不在で捜索にかかった時間、そして介護者不在の場合の見守り等に介

護保険市町村特別給付（横だしサービス）として運用が開始されております（今回の対象者は認知症高齢者に限る）。国が用意したサービスメニューに無いサービスで、市町村独自の裁量で行われている移送に係わるサービス（介護タクシー券等）は多く見受けられますが、認知症の在宅介護継続と、介護者の負担軽減を目的とするサービスとしてはまだ全体的に理解されてはおりません。船橋だけでなく他の自治体にも広がることを期待したいところです。

次に直面している課題は、障害福祉サービスの「地域生活支援事業」の移動支援に係わることです。これは市町村の裁量が大きく許され、地域の特性を生かすことが可能となるサービスでもあります。交通基盤の不足や人材の不足、地理的条件など地域特性を踏まえて柔軟性を持たせている自治体も見受けられますが、支援費制度の移動介護に設けられていた制限の多くを継承しているために、不便を感じる場合があります。

障害児童の通学支援の相談を受けることは多く、理由は介護者の一時的な病気や就労、そして余暇など様々です。したがって支援も、長期かつ恒常的な希望から短期かつ一時的になったりします。事情を配慮して判断がなされますが、画一的に制限されてしまうこともあります。たとえば、介護者の就労による理由で通学介護ができない場合、父子、母子家庭等における主たる生計者の就労と、そうでない場合とが同じに扱われるのは問題だと考えています。

夕方の余暇活動で帰宅できない母親に代わ

り、バス停までヘルパーが迎えに行くことが母子家庭という理由で認められているにも関わらず、脳の進行性変性疾患を持つ児童と、家計を支える父親と祖母の3人世帯において、高齢の祖母による介護がかなりの負担となっており、養護学校のバス停までの送迎を依頼されることがあっても認められないということがあります。

川崎市では、支援費時代の考え方から脱却し、独自で移動支援の取り組みを行っております。従来の移動支援に加えて、通所・通学支援を別枠で46回（月）まで利用できるよう設定し、また余暇活動等社会参加に特化したふれあいガイドというサービスを設定し、利用要件を緩和する一方、外出目的に応じた利用区分や理由により独自の負担割合を設定するという工夫がなされています。

地方自治体に期待すること

このように、各自治体が切磋琢磨して保険制度にとらわれず地域のニーズに目を向け、市民サービスとして幅広い観点で受け止めるという作業を、独自で進めることができるなら、これこそが「新しい公共サービス」の担い手として意義があると思います。もちろん強い権限と財政的な裏付けが無ければだめだとは思いますが、地域で暮らす人々にそれぞれが必要とするサービスを利用できるよう、そして幸福な生活を送ることができるよう保障し、実現するための工夫を十分に凝らしたシステム構築が望まれます。

連載

房総の自治鉅脈

— 第3回 —

自治封殺に抗した無産派の営為



一般社団法人 千葉県地方自治研究センター
理事長 井下田 猛

八街を中心に 小作争議介して自治を拓く

1867年の明治維新を迎えて、江戸在住の失職した下級旗本や町人で生活に困る人びとが続出した。これら「無頼無籍無産の窮民」の援産の目的で下総台地にあった幕府の放牧場の小金（現・松戸市）、佐倉両牧が開墾地として解放された。開拓順序に従って初富（鎌ヶ谷市）、二和、三咲（ともに船橋市）、豊四季（柏市）、五香、六実（ともに松戸市）、七栄（富里市）、八街（八街市）、九美上（佐倉市）、十倉（富里市）、十余一（白井市）、十余二（柏市）、十余三（成田市）の地域が拓かれた。

政府は東京の政商で三井総領家の三井八郎右衛門や豪商の西村郡司らに基金を貸与して下総牧野開墾会社を設立させて、窮民約6,400人に移住開墾させた。両牧7,400ヘクタールのうち2割余りが2年間で開拓された。早くも1872（明治5）年に政府は貸与金の返納を免除して会社を解散させ、窮民に1戸当たり5反5畝を交付し、残りの広大な土地を三井、西村らの一族と会社の社員間で分配した。

残りの土地は土地台帳上の面積より膨大に広い“なわのび”分を含んでいた。これが八街開墾地問題で、政府が介在した小作問題となる。この問題が長くくすぶり続け、1894（明治27）年に窮民がわは不公平・不正の克服をめざして「小金佐倉十牧開墾援産地回復請願書」を提出する。これに対して千葉県庁は活動家農民を検束し、小作地取上げがなされて

農民達は敗北する。

この間、明治末年から県内各地で小作争議が散発的に繰り返されていたが、八街で大地主西村家と小作民の間で畑小作料の軽減を求める紛争が生じた。この過程で1924（大正13）年に日本農民組合八街町支部（支部長・鈴木豊）が結成された。翌年には日農県連大会（理事長・清宮登）が開かれ、県内に13支部、組合員は500人を超えた。

これに先立つ日農全国大会では普選が導入された最初の「町村会議員選挙対策の件に関しては、将来の組合方針として、従来 of 経済運動に併せて政治運動に移るべし」と決議され、「可及的小作農民をして当選せしめ、以て農村文化の実現を期すべし」との方針が示された。このため酒々井町5人、八街町6人、和田村6人、千代田村1人、土村1人、布鎌村6人、布佐村2人の計27人が立候補し、うち19人が当選した。八街の町会議員選挙の宣伝ビラの末尾部分のみを引用しよう。「（前・中略）農村の無産者諸君、組合をつくって団結せよ。組合の代表者を選出して富者御機嫌取の政治に対抗せよ。大正14年4月、八街町農民組合西部支部青年部」。なお、八街の鈴木豊の場合、旧制度の2級選挙制度から議員に当選していて都合6期連続して町議に任じ、その間一時期助役にも就いている。

第1次、2次野田争議と 千葉民政党の発足

県内で取り組まれた集团的・組織的な労働運動は野田ではじまる。当時、野田醤油の働く者たちは「醤油屋者」「馬」などと蔑視され、「ヒロシキ（広敷）」と呼ばれる合宿所に雑居していた。労働密度は高く、労働条件は苛酷であった。

この地でようやく、小泉七造らの努力で1921（大正10）年12月に日本労働総同盟野田支部が発足し、順次関連企業の組織化に着手して関東醸造労働組合へと発展する。この間、桶工に対する「ハネ銭」といわれた親方の中間搾取などを撤廃させた。次いで1923（大正12）年1月会社は従来の年給制から実質的な賃下げとなる日給支給に改め、標準作業量を導入してきた。組合はこれに抗して3月からほぼ全員がストに入った。1ヶ月におよんだ第1次争議は組合側が児童盟休を断行するなどして終始一貫して乱れることなく、組合の勝利に帰した。

次いで1927（昭和2）年9月から第2次野田争議がはじまる。この間、会社は組合対策として労務管理機構の整備に鋭意、努める。このため、匝瑳郡長・東葛飾郡長として小作争議鎮圧に辣腕をふるっていた並木重太郎



匝瑳郡長当時の並木重太郎

をスカウトして実質的な工場支配人である工場課長にすえた。同時に東京商大（現・一橋大）出身者数人を採用した。

従業員2,092人中1,358人がストに参加したが、争議は隠微かつ露骨なうちに組合切崩しに終始し、町機関をあげてスト圧迫がなされ暴力団の介入・ばっこもまた目にあまるものがあった。スト参加者全員の解雇を前に、組合は再度の児童盟休、それに争議団副団長・堀越梅男の天皇への直訴も空しく力つきて惨敗した。217日におよんだストは戦前わが国の最長の労働争議であった。

この間、1925（大正14）年4月の普選法による野田町会選挙（定数24人）で野田支部の中山元一、染谷四平、横島浅次の3人はともに揃って当選し、第1位から3位までを独占した。第4位以下10位までは会社側の茂木一族である。さらに野田支部は地方無産党を呼びかけて、同年7月に千葉民政党（委員長・富谷儀衛門）を結成した。政綱は「我等は無産階級の立場より現在社会の政治、経済、教育等に於ける一切の弊制害悪を改善せんことを期す」などである。

国政・県会選ともに 連敗に次ぐ連敗

野田の無産政党づくりは総同盟政治部会の決定を受け入れて、野田町議・中山元一、組合幹部・堀越梅男らにより千葉民政党が発足し、関宿町（現・野田市）居住の水平社員な

どと提携した。そして日本農民労働党千葉支部、千葉労働党支部がともに千葉市に相次いで組織されたが治安維持法により弾圧された。さらに、第2次野田争議の終焉とともに千葉民政党は消滅した。

それでも、政党に結集して自治封殺に抗する動きはすべて圧倒されたわけではない。1929（昭和4）年11月に発足した千葉労農党（執行委員長・清宮登）は「労働者に食と仕事を与えよ」、「働く農民に土地を保証しろ」、「凡ての人民に自由を与えよ」などのスローガンを掲げた。同党には農民650人、市川市の借家人組合、京成電車従業員の一部が結集した。この他、社会民衆党（堀越梅男）、全国大衆党（鈴木豊）があり、両党の合併から1931（昭和6）年7月に労農大衆党が成立した。

他方、普選施行後はいじめて無産派が立候補した1927（昭和2）年1月の夷隅2区県会補選の鶴岡孝は僅か68票であった。翌年1月の県会選では東葛飾郡・戸張亀吉（民衆・1,837票）、印旛郡・加納友吉（労農・1,827票）、長生郡・田中芳松（労農・1,060票）を得て、いずれも次点落選した。次いで1928（昭和3）年2月の衆議院選で2区の労農党竹尾式（はじめ）は7,088票で落選した。さらに1932（昭和7）年1月の県会選で東葛飾郡・堀越梅男（社民・978票）、印旛郡・山本源次郎（労大・1,660票で次点）がこれまた落選した。

全国的には1935（昭和10）年秋の府県会選挙で無産党グループは伸長し、そして翌年2

月の2.26事件直後の総選挙で躍進した。さらに翌1937（昭和12）年の総選挙では無産派計37議席となり、帝国議会で社会大衆党（社大党）は政友会、民政党に次ぐ第3党の地位を確保した。

県内でも無産派の離合集散が繰り返され、社大党の議会進出も反ファシヨには殆ど抗しえなかった。息の根が止められるほどのファシズムの嵐の追い討ちにくわえて、1938（昭和13）年5月の国家総動員法から政党活動が否認された。このため、1940（昭和15）年8月政友会、民政党両県支部の解散で千葉県下における政党運動は消滅した。

（注記. 今回で戦前編は終了。）

連載 ③
数字で掴む
自治体の姿

— 面積と人口密度 —



一般社団法人 千葉県地方自治研究センター副理事長
法政大学法学部教授 宮崎 伸光

●面積

自治体は、一定の地理的な範囲に暮らす人々によって成り立っています。「一定の地理的な範囲」ということは、領域性をもつということです。領域性のある人々の集まりには種々のものがありますから、自治体はそうした領域団体のうちの1つとみることができます。

自治体の姿のあらましを把握するためには、人口に次いで、その領域性に着目し、面積を知ることが必要です。

決算カードでは、面積が記載される欄は、一番上の中央やや右側、都道府県名の左隣に人口密度と共にあります。面積の単位は平方キロメートル [km²] で、小数点以下2桁までの値が表記されます。

自治体の面積の測り方は、国土交通省国土地理院が発行している「2万5千分の1地形図」によることを基本としています。地形図に表示されている市町村の境と海に面している自治体においては海岸線を基に、それらに囲まれた部分の面積を計測します。

河川の部分は河口までを陸地とします。湖は、上流から注ぎ込む河川や下流に流れ出す河川がありますので、河川の膨らんだ部分と見なすことができます。そういった河川がない池や沼についても底地は内陸にありますので、陸地の一部です。また潟の部分も陸地に含まれます。河口部分において自治体の境界と海岸線が繋がっていない場合は、海岸線の「自然な形状」に従って河口兩岸の先端を直線で結んで境界と見なします。なお、海岸

線は満潮時の水涯で示します。

少々やっかいなのは、さまざまな事情から自治体間の境界が決まっていない場合やどここの自治体に属すかが定まらないままの状況にある土地の場合です。前者の境界未確定地は、どこまでを一区切りと見るかなどの数え方にもよりますが、全国に概ね130カ所余りあるようです。また、後者の帰属未定地には、鳥島などの特殊な事例があるほか、新規に海面を埋め立てて出現した土地でその帰属先について関係自治体間の調整がついていない場合などが含まれます。

国土地理院は、1955（昭和30）年から毎年10月1日現在の自治体の面積を『全国都道府県市区町村別面積調』としてとりまとめており、1988（昭和63）年以降についてはインターネット上でも公表しています。そこでは、上記の基本的な測り方をふまえたうえで、境界未確定地については、それを割り振ることなく「境界未定」と明記するとともに合計面積を記載する方針が採られています。したがって、都ないし県をまたぐ境界未確定地については、関係都県の面積に含まれていません。ただ、そうした扱いばかりではなく、利用者の便に配慮して、境界未確定地を含む自治体の面積については、総務省自治行政局市町村課が発行する『全国市町村要覧』に記載されている便宜上の概算数値を、それとわかる印を付したうえで「参考値」として併せて記載しています。また、同様の方針から、帰属未定地については個別に面積が記載され、関係自治体の面積には算入されていません。

さらに特殊な例としては、いずれも領土問

題に係る土地で「2万5千分1の地形図」が作成されていない歯舞群島、色丹島、国後島および択捉島のいわゆる北方四島（北海道）と竹島（島根県）があります。このうち北方四島は「5万分の1地形図」によって面積が測定され、歯舞群島はその全体が根室市の一部、色丹島は色丹村として扱われ、国後島（2村）と択捉島（3村）はそれぞれの島内における境界が未確定として扱われています。また、竹島については、国有財産台帳に記載されている面積が隠岐の島町の一部として扱われています。

自治体の面積は、決して固定したものではありません。河川の蛇行や気象の影響などにより地形そのものが変化する場合もありますし、関係自治体間の協議により境界変更が行われる場合、境界未確定地の境界が確定する場合、帰属未定地の帰属が決まり編入される場合、そして自治体の廃置分合がある場合などに自治体の面積は変動します。

決算カードに記載されている自治体の面積は、国土地理院が公表する数値を基礎としつつ、境界未確定地についてはそれを関係自治体間に割り振る『全国市町村要覧』記載の便宜上の数値が用いられています。しかし、この他にも『国勢調査報告』では、自治体の境界に変更等があっても国土地理院の調査がそれに追いつかない場合や境界未確定地などについて、総務省統計局による推定面積が記載されていますし、さらに各自治体が独自の方法によって面積を測定し公表していることもあります。

つまり、自治体の面積は、時によって変動

するばかりではなく、同一の時点に着目しても複数の異なった値が公表されている場合があります。

●人口密度

「人口」と「面積」という2種の測定値を得た私たちは、次に測定値を用いて指標を算出する段階に進むことができます。ここで指標とは、目的に応じて対象物を比較検討するために数値化された情報を指しますが、もちろん「人口」ないし「面積」といった測定値そのものも含まれます。指標を算出するということは、測定値に一定の演算を施して目的に適う数値情報を導くことです。たとえば、自治体に暮らす人々の粗密のあらましを把握するため、「単位面積あたりの人口」すなわち人口密度の計算をすることに容易に思い当たります。

決算カードでは、人口密度は、面積の項の下段に「1平方キロメートル当たりの人口」の意味で単位は「人」、整数値で表示されます。一般には、人口密度は人口「人」を面積「km²」で除した値ですから、その単位は、正確には「人/km²」ということになります。

確かに人口密度は自治体に暮らす人々の粗密を示します。しかし、計算された指標は、当該自治体の平均値となることに留意することが必要です。自治体の全域にわたり、等しい密度で人々が暮らすことは現実にはあり得ません。

自治体の内部に人々がどのように分布しているかは人口密度をみるだけではわかりませ

んし、1つの自治体の内部で、ある地域から別の地域に大量の移転が発生した場合、自治体の姿が大きく変わっても当該自治体の人口密度に変化はありません。また、仮に人口密度の値が等しい自治体が複数あったとしても、それぞれの自治体内部に暮らす人々が同じような分布をしているわけではなく、その意味では姿の似ている自治体と即断することはできません。

つまり、人口密度は、対象地域内に人々の偏在が甚だしい場合には、それだけでは指標としての意味があまりありません。逆に、人々の均一分布を無理なく仮定し得るまで対象地域を狭く限れば、比較に耐え、当該地域の実情をよく想起し得る指標になります。

●千葉県内市町村における面積と人口密度の推移

千葉県内には境界未確定地が4カ所あります。そのうち2カ所は、東京都との境界部分です。市川市と浦安市にあります。いずれも相手方は江戸川区で、旧江戸川のところです。

市川市と江戸川区の境界未確定地は、江戸川大橋のすぐ下流の江戸川と旧江戸川が分かれるところに始まり、江戸川水門を越えた少し先のところまでです。

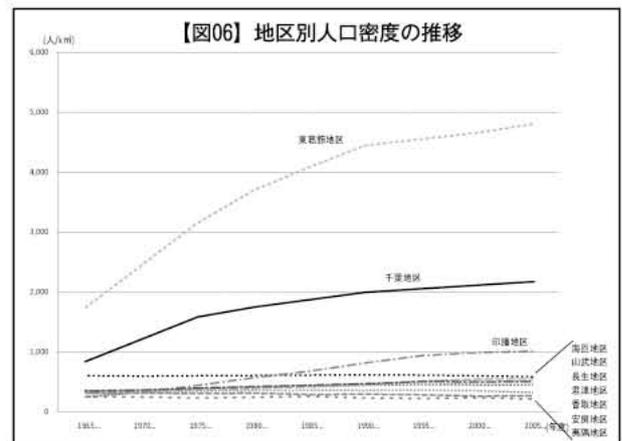
また、浦安市と江戸川区の境界未確定地は、さらに旧江戸川を下り、舞浜大橋から先のディズニーランドと葛西臨海公園の間の河口部分です。

市川市には、船橋市との間にも境界未確定地があります。それは、ふなばし三番瀬海浜

公園近くの砂浜（0.14km²）です。

残る1カ所は、勝浦市と御宿町の間ですが、ややふくらみを帯びた海岸線の内側に直線ではほぼ並行して走る外房線の第一部原トンネル中央近くから海岸にかけてが、他の3カ所とは違い山林の様相の境界未確定地となっています。

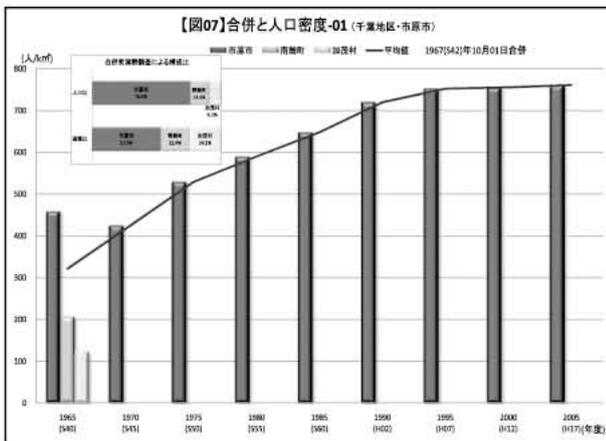
【図06】は、地区別人口密度の推移です。一見して、どこかで見覚えのあるようなグラフになっています。【図03】国勢調査人口の推移（本誌前号37頁）の折れ線グラフにそっくりです。もちろん、不思議でも何でもありません。人口の時系列変化率に比べて、個々の自治体の面積の時系列変化率は微々たるものです。市町村合併が行われた場合でも、それが特定の地区内部で行われたものであれば、当該地区の全体としての面積はそのことだけでは変わりません。すなわち、地区で括れば、人口密度の推移は、人口の推移とほぼ同様の変化を記録することになります。



自治体の面積が大きく変化するときといえば、廃置分合があるときです。千葉県内では、1965（昭和40）年から2005（平成17）年までの国勢調査に期間を限ると、市町村合併が11件ありました。そこで、合併がもたらした人

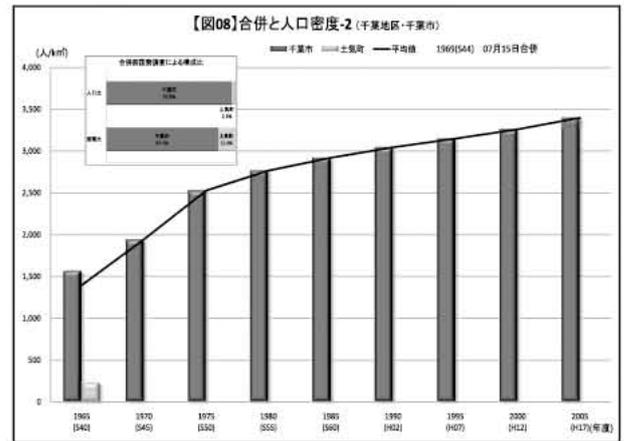
口密度の変化を、合併が実施された順に個別にみてみましょう。

なお、【図07】から【図17】までは、いずれも当該自治体の人口密度の推移を棒グラフで示したものです。また、折れ線グラフは「平均値」と表記してありますが、それぞれ関係自治体の総人口を総面積で除した値、すなわち合併後の範囲における人口密度を算出したものです。さらに、理解を助けるために、合併前の国勢調査による関係自治体の人口比と面積比を小さな横棒グラフで示しました。

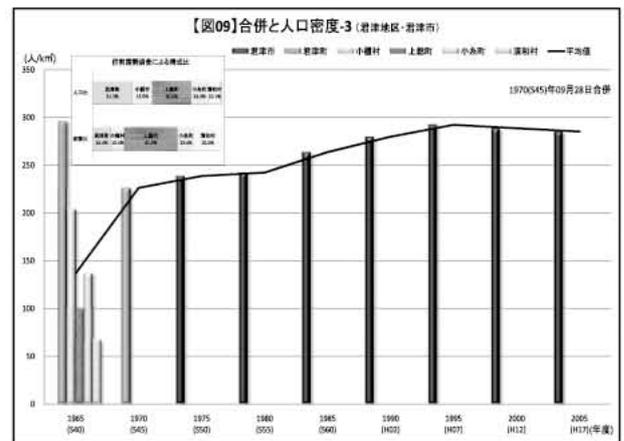


【図07】は、市原市です。1967（昭和42）年10月1日に、市原市に南総町と加茂村が編入しました。南総町と加茂村は合わせてもそれまでの市原市に面積で少し及びませんでした。そこで、市原市は、この合併によって見かけは人口密度を落としたように見えますが、大きな影響はなく、その後は人口を増やし、1995（平成7）年度以降にほぼ横ばいになったことを読み取ることができます。

【図08】は、千葉市です。土気町が1969（昭和44）年7月15日に千葉市に編入し、現在の千葉市の一部になりました。合併前の千葉市と土気町の規模には大きな差がありました。

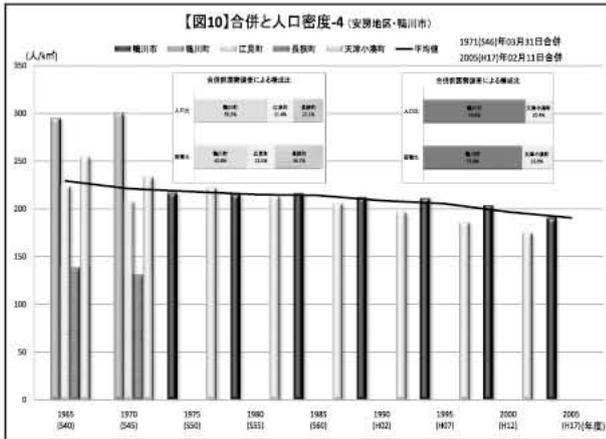


合併の影響はわずかであったことがグラフにも表れています。

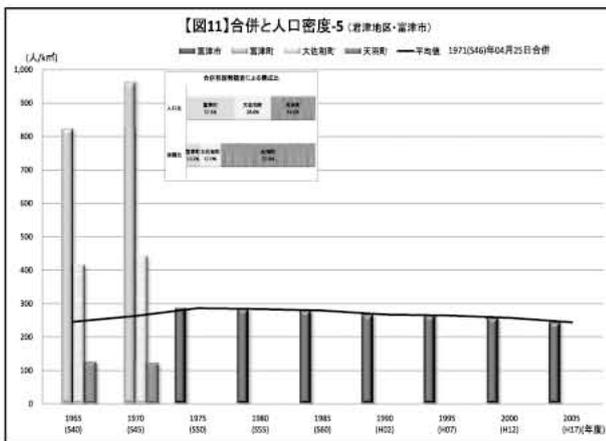


【図09】は、君津市です。1970（昭和45）年国勢調査直前の9月28日に、旧君津町、小櫃村、上総町、小糸町および清和村が合併し新たな君津町となり、その翌年9月1日に君津市になりました。合併前の3町2村に人口密度の差は大きくありましたが、合併直前の旧君津町（東京湾に近い地域）の人口増が著しく、合併直後の人口密度は5年前の平均値から大幅に上昇しました。

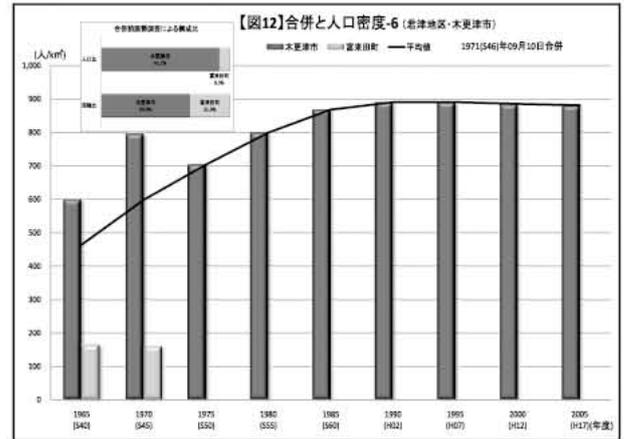
【図10】は、鴨川市です。1971（昭和46）年3月31日に、鴨川町、江見町および長狭町が合併して鴨川市となり、さらに2005（平成17）年2月11日に天津小湊町と合併して現在の鴨川市になりました。鴨川町と長狭町には人口密度の差が大きくありましたが、合併し



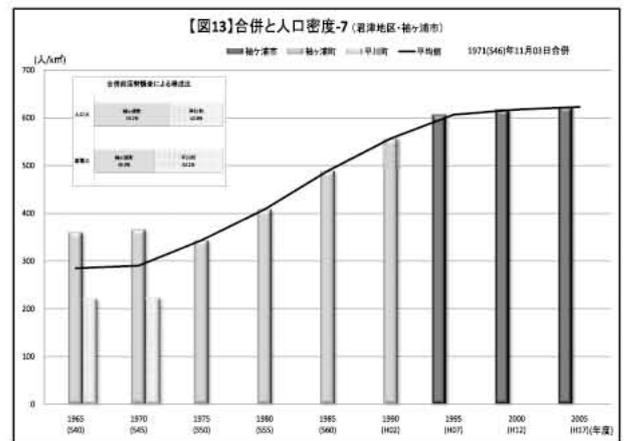
た当初の鴨川市と天津小湊町の間には大きな差はなくなり、見かけの上では今日の市域はほぼ均一に人口が分布しているかのように見えます。しかし、その後の推移をみると天津小湊町の人口減少が鴨川市よりもやや進み、両者が合併したことがわかります。



【図11】は、富津市です。1971（昭和46）年4月25日に、富津町、大佐和町および天羽町が合併して改めて富津町を新設し、同年9月1日に富津市となりました。富津町と天羽町との間には人口密度に大きな開きがありました。合併直後あたりまでの時期に旧富津町地域（臨海部）は急激に人口を増やしましたが、内陸部の性格を大きく異にする旧天羽町の地域と一体となったことで新たな富津町、すなわち後の富津市としての人口密度は激減しました。

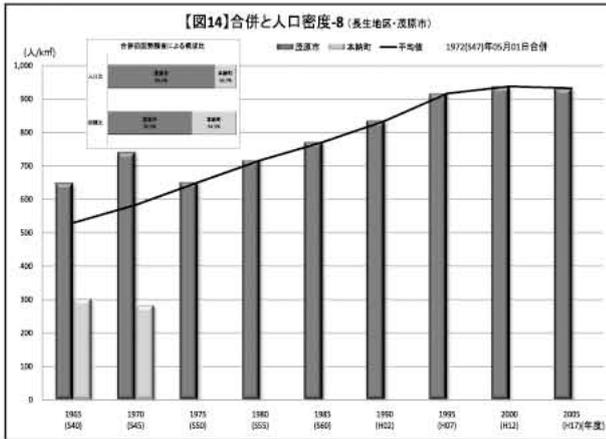


【図12】は、木更津市です。1971（昭和46）年9月10日に富来田町が木更津市に編入し、現在の木更津市の一部になりました。内陸奥の旧富来田町地域は、臨海部とは地域の性格が大きく異なります。合併により木更津市の人口密度は一時下がりましたが、その後も臨海部の人口増加は著しく、1990（平成2）年国勢調査まで人口密度は増加しました。

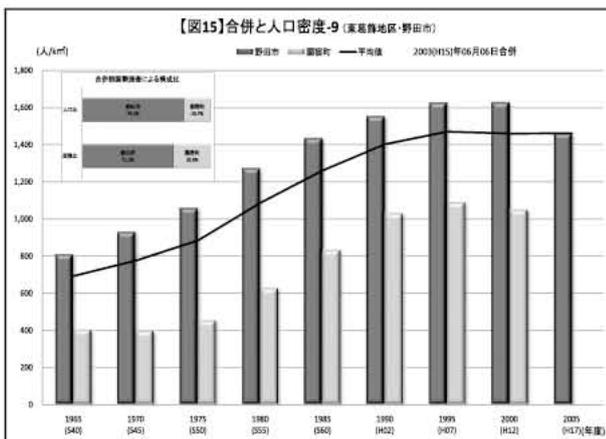


【図13】は、袖ヶ浦市です。1971（昭和46）年11月3日に旧袖ヶ浦町と平川町が合併して改めて袖ヶ浦町を新設し、さらに1991（平成3）年4月1日に市制を施行して袖ヶ浦市になりました。合併による人口密度の減少はわずかで、人口増を進めてきたことがグラフからわかります。

【図14】は、茂原市です。1972（昭和47）年5月1日に旧茂原市と本納町が合併し新設

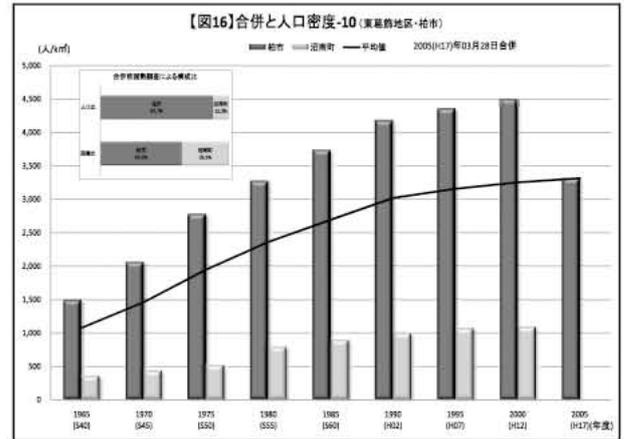


された茂原市が、さらに1995（平成7）年3月1日に陸沢町の一部を編入して現在の茂原市の市域になりました。合併による人口密度の減少は経たものの、人口増を進めて横ばいに至る様子がグラフでわかります。

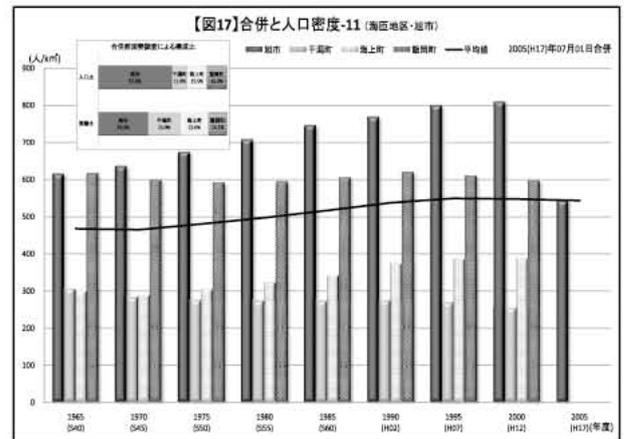


【図15】は、野田市です。2003（平成15）年6月6日に関宿町が野田市の一部に編入され、現在の野田市の一部になりました。これはいわゆる「平成の大合併」の千葉県内における先駆けでした。グラフからは合併前の野田市と関宿町の人口密度は同じように推移しているように見えます。それでも、さらに微細にみると、都心への通勤事情を反映して人口分布にはやはり濃淡があるようです。

【図16】は、柏市です。2005（平成17）年3月28日に沼南町が柏市の一部に編入され、現在の柏市の一部になりました。沼南町には



一部に新興住宅地がありますが、合併前の柏市とはかなり様相が異なっていたことはグラフからも理解できます。編入合併により、柏市の人口密度が相当減少したことがわかります。



【図17】は、旭市です。2005（平成17）年7月1日に旧旭市、干潟町、海上町および飯岡町が合併し、改めて現在の旭市になりました。グラフからは、1965（昭和40）年国勢調査の人口密度からみると旧旭市と飯岡町、海上町と干潟町がそれぞれ類似する値を示し、その後それぞれの前者が増加傾向となる一方でそれぞれの後者が減少傾向をたどったことを読み取ることができます。隣接する地域とはいえ、多様な性格の自治体がまとまって今日の旭市を形成したといえそうです。

末尾に【表07】～【表10】を載せます。

【表07】は、10地区区分それぞれの1965(昭和40)年以降の国勢調査による面積の推移です。

【表08】は、【表07】の基表です。各回の国勢調査報告書に記載された各自治体の面積です。

【表09】は、10地区それぞれの人口密度の推移です。それぞれの値は、次の【表10】の数値を基に算出しました。【図06】は、この表

を基に作図しました。

【表10】は、上記のとおり【表09】のさらに基表で各自治体ごとの人口密度の推移です。ただし、各欄にはそれぞれの国勢調査人口を同報告書記載の面積で除して得た値の少数点以下2桁目を四捨五入して記載しました。そこで、決算カードに記載されている数値とは必ずしも等しくありません。(続く)

【表07】 地区別面積の推移

(km²)

	1965 (S40)	1970 (S45)	1975 (S50)	1980 (S55)	1985 (S60)	1990 (H02)	1995 (H07)	2000 (H12)	2005 (H17)
市町村計	5,050.43	5,078.86	5,114.82	5,142.60	5,120.16	5,145.63	5,155.86	5,156.06	5,156.54
東葛飾地区	519.47	522.67	529.10	538.27	538.83	539.78	539.77	539.78	539.78
千葉地区	660.53	680.95	693.97	708.53	708.91	702.55	712.54	712.54	712.54
君津地区	726.57	730.18	746.23	750.13	756.38	757.43	757.55	757.56	757.81
印旛地区	691.35	691.00	690.88	690.86	690.87	691.58	691.61	691.60	691.60
香取地区	399.32	400.47	400.47	400.47	400.49	401.06	401.00	401.00	401.00
海匝地区	316.58	316.85	317.02	317.10	317.21	315.16	315.24	315.38	315.60
山武地区	424.92	424.92	424.92	424.92	424.92	427.93	427.88	427.88	427.88
長生地区	327.27	327.27	327.27	327.27	327.27	326.87	326.98	326.98	326.98
夷隅地区	409.06	409.09	409.15	409.18	379.28	406.56	406.45	406.46	406.46
安房地区	575.36	575.46	575.81	575.87	576.00	576.71	576.84	576.88	576.89

*国勢調査報告書記載の市町村面積による

【表08】 市町村面積の推移

(km²)

		1965 (S40)	1970 (S45)	1975 (S50)	1980 (S55)	1985 (S60)	1990 (H02)	1995 (H07)	2000 (H12)	2005 (H17)
東葛飾地区	市川市	53.02	53.76	55.72	56.31	56.39	57.43	57.44	57.44	57.44
	船橋市	81.66	81.78	84.37	84.94	85.10	85.67	85.68	85.69	85.69
	松戸市	61.20	61.20	61.20	61.20	61.20	61.36	61.33	61.33	61.33
	野田市	73.85	73.85	73.85	73.85	73.85	73.72	73.72	73.72	103.54
	閩宿町	29.92	29.92	29.92	29.92	29.92	29.82	29.82	29.82	
	柏市	73.01	73.00	73.00	73.00	73.00	72.93	72.91	72.91	114.90
	沼南町	42.48	42.48	42.48	42.48	42.48	41.99	41.99	41.99	
	流山市		35.31	35.31	35.31	35.31	35.28	35.28	35.28	35.28
	流山町	35.30								
	我孫子市		44.07	44.07	44.07	44.07	43.17	43.19	43.19	43.19
	我孫子町	44.07								
	鎌ヶ谷市			20.53	20.53	20.53	21.11	21.11	21.11	21.11
浦安市					16.98	17.30	17.30	17.30	17.30	
浦安町	4.43	6.77	8.65	16.66						
千葉地区	千葉市	211.90	248.07	260.87	269.85	270.23	272.37	272.08	272.08	272.08
	土気町	31.47								
	習志野市	14.11	15.18	15.22	20.80	20.80	20.99	20.99	20.99	20.99
	市原市	188.33	366.63	366.68	366.68	366.68	357.92	368.20	368.20	368.20
	南総町	78.94								
	加茂村	84.72								
君津地区	八千代市		51.07	51.20	51.20	51.20	51.27	51.27	51.27	51.27
	八千代町	51.06								
	木更津市	91.52	92.07	137.53	138.41	138.41	138.62	138.65	138.66	138.71
	富来田町	41.45	41.45							
君津地区	君津市			318.38	318.90	319.54	318.84	318.83	318.83	318.83
	君津町	44.72	311.25							
	小櫃村	32.35								

		1965 (S40)	1970 (S45)	1975 (S50)	1980 (S55)	1985 (S60)	1990 (H02)	1995 (H07)	2000 (H12)	2005 (H17)
君津地区	上総町	128.36								
	小糸町	41.53								
	清和村	63.81								
	富津市			197.71	197.72	203.33	205.07	205.15	205.15	205.35
	富津町	19.99	20.22							
	大佐和町	33.51	33.55							
	天羽町	143.86	143.86							
	袖ヶ浦市							94.92	94.92	94.92
袖ヶ浦町	38.83	41.14	92.61	95.10	95.10	94.90				
平川町	46.64	46.64								
印旛地区	成田市	130.51	130.50	130.50	130.50	130.50	131.28	131.27	131.27	131.27
	下総町	32.11	31.78	31.78	31.78	31.78	31.99	32.00	32.00	32.00
	大栄町	50.02	50.02	50.02	50.02	50.02	50.57	50.57	50.57	50.57
	佐倉市	102.38	102.38	102.26	102.26	102.27	103.59	103.59	103.59	103.59
	四街道市					36.04	34.70	34.70	34.70	34.70
	四街道町	36.07	36.06	36.06	36.04					
	八街市							74.88	74.87	74.87
	八街町	75.49	75.49	75.49	75.49	75.49	74.88			
	印西市								53.51	53.51
	印西町	53.03	53.03	53.03	53.03	53.03	53.51	53.51		
	白井市									35.41
	白井町	35.19	35.19	35.19	35.19	35.19	35.41	35.41	35.41	
	富里市									53.91
	富里町					53.54	53.90	53.91	53.91	
	富里村	53.54	53.54	53.54	53.54					
酒々井町	19.23	19.23	19.23	19.23	19.23	19.00	19.02	19.02	19.02	
印旛村	46.58	46.58	46.58	46.58	46.58	46.57	46.57	46.57	46.57	
本埜村	22.83	22.83	22.83	22.83	22.83	23.72	23.72	23.72	23.72	
本栄町	34.37	34.37	34.37	34.37	34.37	32.46	32.46	32.46	32.46	
香取地区	香取市									
	佐原市	120.48	120.48	120.48	120.48	120.48	119.86	119.88	119.88	119.88
	小見川町	61.79	61.79	61.79	61.79	61.79	61.86	61.84	61.84	61.84
	山田町	51.76	51.76	51.76	51.76	51.78	51.54	51.54	51.54	51.54
	栗源町	28.96	28.96	28.96	28.96	28.96	29.05	29.05	29.05	29.05
	神崎町	18.34	19.49	19.49	19.49	19.49	19.85	19.85	19.85	19.85
	多古町	72.67	72.67	72.67	72.67	72.67	72.68	72.68	72.68	72.68
東庄町	45.32	45.32	45.32	45.32	45.32	46.22	46.16	46.16	46.16	
海匝地区	銚子市	84.51	84.75	84.92	85.00	85.11	83.59	83.60	83.69	83.91
	旭市	50.45	50.45	50.45	50.45	50.30	50.61	50.61	50.61	129.91
	干潟町	32.64	32.64	32.64	32.64	32.64	32.38	32.44	32.44	
	海上町	29.50	29.50	29.50	29.50	29.65	28.59	28.59	28.59	
	飯岡町	18.85	18.85	18.85	18.85	18.85	18.22	18.22	18.27	
	匝瑳市									
	八日市場市	80.25	80.28	80.28	80.28	80.28	80.74	80.75	80.75	80.75
野栄町	20.38	20.38	20.38	20.38	20.38	21.03	21.03	21.03	21.03	
山武地区	東金市	90.00	89.98	89.98	89.98	89.98	89.50	89.34	89.34	89.34
	山武市									
	山武町	50.99	50.99	50.99	50.99	50.99	51.87	52.05	52.05	52.05
	成東町	45.54	45.54	45.54	45.54	45.54	47.03	47.02	47.02	47.02
	蓮沼村	9.15	9.15	9.15	9.15	9.15	9.72	9.72	9.72	9.72
	松尾町	37.55	37.55	37.55	37.55	37.55	37.59	37.59	37.59	37.59
	大網白里町	58.40	58.40	58.40	58.40	58.40	58.08	58.06	58.06	58.06
	九十九里町	22.79	22.81	22.81	22.81	22.81	23.72	23.72	23.72	23.72
	芝山町	43.77	43.77	43.77	43.77	43.77	43.50	43.47	43.47	43.47
	横芝光町									
光町	33.36	33.40	33.39	33.35	33.35	33.32	33.31	33.31	33.31	
横芝町	33.37	33.33	33.34	33.38	33.38	33.60	33.60	33.60	33.60	
長生地区	茂原市	65.40	65.40	99.79	99.79	99.79	99.98	100.01	100.01	100.01
	本納町	34.40	34.39							
	一宮町	23.65	23.65	23.65	23.65	23.65	23.02	23.02	23.02	23.02
	睦沢町	35.44	35.44	35.44	35.44	35.44	35.59	35.59	35.59	35.59

		1965 (S40)	1970 (S45)	1975 (S50)	1980 (S55)	1985 (S60)	1990 (H02)	1995 (H07)	2000 (H12)	2005 (H17)
長生地区	長生村	28.78	28.78	28.78	28.78	28.78	28.32	28.32	28.32	28.32
	白子町	27.02	27.03	27.03	27.03	27.03	27.47	27.46	27.46	27.46
	長柄町	47.04	47.04	47.04	47.04	47.04	47.18	47.20	47.20	47.20
	長南町	65.54	65.54	65.54	65.54	65.54	65.31	65.38	65.38	65.38
夷隅地区	勝浦市	94.86	94.89	94.90	94.90	94.91	94.25	94.20	94.21	94.20
	いすみ市									
	夷隅町	44.47	44.47	44.47	44.47	44.47	44.23	44.23	44.23	44.23
	大原町	67.01	67.01	67.05	67.08	37.17	66.68	66.61	66.61	66.61
	岬町	46.85	46.85	46.85	46.85	46.85	46.64	46.66	46.66	46.66
	大多喜町	130.83	130.83	130.83	130.83	130.83	129.90	129.83	129.83	129.84
安房地区	御宿町	25.04	25.04	25.05	25.05	25.05	24.86	24.92	24.92	24.92
	館山市	109.75	109.77	109.79	109.81	109.82	110.19	110.20	110.20	110.21
	鴨川市			146.85	146.86	146.89	147.20	147.31	147.35	191.30
	鴨川町	59.94	59.94							
	江見町	32.96	32.97							
	長狭町	53.92	53.92							
	天津小湊町	44.40	44.43	44.50	44.50	44.52	43.90	43.95	43.95	
	南房総市									
	富浦町	25.52	25.52	25.52	25.52	25.53	25.69	25.69	25.69	25.69
	富山町	40.00	40.01	40.04	40.04	40.04	40.34	40.34	40.34	40.34
	三芳村	34.18	34.18	34.18	34.18	34.18	33.92	33.92	33.92	33.92
	白浜町	16.95	16.95	16.95	16.97	16.98	17.07	17.07	17.07	17.07
	千倉町	36.16	36.17	36.27	36.27	36.30	36.59	36.64	36.64	36.64
	丸山町	44.41	44.41	44.41	44.41	44.41	44.28	44.11	44.11	44.11
和田町	32.26	32.26	32.27	32.27	32.28	32.40	32.45	32.45	32.45	
鋸南町	44.91	44.93	45.03	45.04	45.05	45.13	45.16	45.16	45.16	

* 国勢調査報告書記載の市町村面積による

【表09】 地区別人口密度の推移

(人/㎢)

	1965 (S40)	1970 (S45)	1975 (S50)	1980 (S55)	1985 (S60)	1990 (H02)	1995 (H07)	2000 (H12)	2005 (H17)
市町村計	535.0	662.8	811.2	920.8	1,005.5	1,079.6	1,124.5	1,149.4	1,174.5
東葛飾地区	1,740.7	2,407.4	3,134.8	3,676.1	4,064.5	4,427.2	4,542.4	4,635.9	4,785.6
千葉地区	837.7	1,181.5	1,562.8	1,725.3	1,841.0	1,974.6	2,022.8	2,088.7	2,167.0
君津地区	243.8	312.2	350.2	377.2	406.9	423.0	433.7	430.7	425.5
印旛地区	304.4	343.3	417.8	548.4	656.7	794.7	916.7	966.9	989.2
香取地区	316.5	305.0	323.0	332.2	337.0	335.5	338.3	330.1	317.1
海匝地区	615.5	605.1	612.3	618.0	624.5	625.7	624.7	611.3	594.9
山武地区	349.3	342.2	351.6	368.9	393.1	429.5	492.7	520.3	522.7
長生地区	343.1	352.0	374.5	398.4	421.5	445.7	482.5	489.1	484.8
夷隅地区	241.7	230.4	225.5	220.9	238.0	221.2	218.2	212.1	206.6
安房地区	305.7	294.8	292.2	288.1	283.3	272.9	263.8	254.4	245.4

* 国勢調査人口を国勢調査報告書記載の市町村面積で除して計算

【表10】 市町村人口密度の推移

(人/㎢)

		1965 (S40)	1970 (S45)	1975 (S50)	1980 (S55)	1985 (S60)	1990 (H02)	1995 (H07)	2000 (H12)	2005 (H17)
東葛飾地区	市川市	3,922.8	4,855.9	5,730.3	6,468.5	7,054.8	7,602.2	7,669.8	7,810.6	8,123.4
	船橋市	2,742.9	3,979.3	5,014.8	5,644.4	5,957.3	6,224.7	6,312.1	6,419.3	6,650.0
	松戸市	2,614.4	4,143.6	5,630.0	6,550.0	6,984.9	7,435.0	7,524.9	7,579.3	7,705.5
	野田市	809.7	929.5	1,058.8	1,272.3	1,434.5	1,552.8	1,624.9	1,626.7	1,460.7
	関宿町	404.6	397.0	454.0	628.2	833.4	1,030.5	1,088.4	1,048.8	
	柏市	1,496.2	2,063.5	2,781.7	3,276.7	3,741.5	4,182.9	4,358.1	4,496.7	3,315.6
	沼南町	359.3	435.0	521.4	793.5	895.2	998.9	1,074.8	1,093.8	
	流山市		1,599.7	2,348.8	3,020.0	3,531.1	3,969.9	4,145.3	4,266.6	4,326.6
	流山町	1,109.6								
	我孫子市		1,117.3	1,729.5	2,293.2	2,533.7	2,794.3	2,877.0	2,957.5	3,037.9
	我孫子町	753.7								
	鎌ヶ谷市			3,082.7	3,709.5	4,174.6	4,502.7	4,722.6	4,859.0	4,870.3
	鎌ヶ谷町	1,217.8	1,996.5							
	浦安市					5,521.6	6,686.4	7,147.6	7,686.9	8,976.3
浦安町	4,167.7	3,231.9	3,728.4	3,881.9						

		1965 (S40)	1970 (S45)	1975 (S50)	1980 (S55)	1985 (S60)	1990 (H02)	1995 (H07)	2000 (H12)	2005 (H17)
千葉地区	千葉市	1,567.7	1,943.5	2,527.5	2,766.1	2,919.5	3,045.3	3,149.4	3,260.7	3,397.2
	土気町	230.1								
	習志野市	4,599.4	6,584.4	7,743.2	6,017.1	6,556.0	7,216.3	7,283.8	7,338.5	7,564.8
	市原市	459.2	425.1	529.3	590.1	648.0	720.0	752.5	755.6	761.1
	南総町	206.7								
	加茂村	123.3								
	八千代市		1,304.7	2,212.1	2,626.5	2,777.0	2,898.7	3,013.6	3,293.3	3,525.0
八千代町	700.0									
君津地区	木更津市	600.2	796.3	704.1	799.9	868.4	890.4	890.7	885.4	881.2
	富来田町	164.1	160.1							
	君津市			238.8	242.4	263.8	279.9	292.4	288.8	285.3
	小檀村	295.7	226.3							
	上総町	204.0								
	小糸町	99.6								
	小清和村	136.6								
	富津市	67.3								
	富津町			286.5	283.7	279.2	267.6	264.6	257.6	244.3
	大佐和町	822.7	963.1							
	天羽町	416.9	443.9							
	袖ヶ浦市	125.6	122.8							
袖ヶ浦町							606.6	617.3	622.7	
平川町	360.7	366.8	343.7	408.4	488.5	556.6				
	221.7	223.2								
印旛地区	成田市	324.9	325.8	390.2	524.3	591.4	660.5	696.8	729.1	767.3
	下総町	217.4	215.5	214.6	219.9	220.3	233.1	259.8	253.6	240.7
	大栄町	207.9	199.9	202.6	209.7	217.3	231.2	254.6	258.6	251.5
	佐倉市	399.9	590.3	790.2	989.4	1,185.2	1,396.7	1,569.9	1,650.1	1,653.1
	四街道市									
	四街道町	548.3	731.4	1,037.2	1,643.6					
	八街市							871.0	969.6	1,011.6
	八街町	333.5	335.9	377.7	423.1	497.2	668.2			
	印西市									
	印西町	318.0	303.9	317.4	337.5	440.8	779.6	1,077.7	1,130.0	1,122.4
	白井市									
	白井町	236.0	298.6	368.5	709.7	915.4	1,047.2	1,340.0	1,424.2	1,496.9
	富里市									
	富里町					621.8	795.0	902.7	930.7	952.9
	富里村	215.2	226.3	277.4	435.5					
酒々井町	314.1	325.5	440.2	666.0	908.1	1,015.7	1,052.5	1,045.5	1,124.3	
印旛村	164.0	157.4	159.8	160.0	165.4	190.1	218.6	238.4	271.7	
本埜村	221.3	200.0	200.8	202.5	204.5	192.3	186.9	346.1	353.7	
栄町	271.5	256.8	260.5	277.9	413.4	692.9	789.1	784.8	751.0	
香取地区	香取市									
	佐原市	394.8	388.1	404.0	408.4	413.2	413.4	416.6	403.1	383.4
	小見川町	342.1	332.6	382.6	414.4	427.3	425.6	428.3	421.2	410.7
	山田町	244.6	228.5	226.7	230.3	234.2	231.4	226.0	218.3	209.1
	栗源町	196.9	185.6	182.9	183.7	181.5	188.5	188.1	183.1	178.7
	神崎町	302.8	276.1	285.8	289.6	289.3	283.1	310.1	339.9	337.8
	多古町	252.4	239.0	235.9	235.8	239.8	243.3	250.4	242.2	233.2
東庄町	340.4	327.8	381.5	401.7	404.6	389.2	384.3	369.9	350.2	
海匝地区	銚子市	1,082.6	1,066.8	1,064.2	1,052.0	1,032.6	1,018.5	983.0	940.3	894.1
	旭市	615.7	636.0	674.5	708.0	746.0	768.7	800.0	809.4	543.8
	干潟町	305.4	282.7	274.9	273.3	273.3	273.7	269.1	253.9	
	海上町	300.4	288.7	305.5	323.5	340.9	374.9	386.1	386.9	
	飯岡町	617.0	599.8	592.8	595.3	606.1	620.9	610.8	597.5	
	匝瑳市									
	八日市場市	404.8	385.7	385.0	390.4	401.2	400.1	411.8	406.3	397.1
野栄町	458.5	452.6	473.6	481.8	491.5	473.4	480.4	480.6	476.4	
山武地区	東金市	354.7	356.4	371.3	395.7	428.0	504.8	610.3	667.2	690.6
	山武町	184.5	175.7	171.5	179.3	198.2	262.3	361.1	384.9	371.8

		1965 (S40)	1970 (S45)	1975 (S50)	1980 (S55)	1985 (S60)	1990 (H02)	1995 (H07)	2000 (H12)	2005 (H17)
山武地区	成東町	416.6	407.8	417.2	431.3	458.0	457.1	500.7	520.9	513.2
	蓮沼村	524.7	515.5	512.9	514.0	508.1	471.7	478.2	488.8	477.9
	松尾町	276.3	269.7	273.2	278.6	284.7	292.8	303.8	301.6	289.9
	大網白里町	387.0	375.7	395.5	441.8	504.5	582.5	729.6	810.1	853.4
	九十九里町	786.5	773.3	784.2	790.7	811.2	813.7	851.4	854.4	801.4
	芝山町	203.9	187.3	179.9	182.1	190.3	191.9	195.9	193.3	193.0
	横芝光町									
	光町	336.3	330.6	341.2	344.1	349.2	359.4	364.2	365.3	355.8
長生地区	横芝町	367.5	364.5	391.2	416.8	427.7	430.2	437.0	433.2	420.5
	茂原市	649.6	741.5	650.8	716.7	770.9	834.5	916.5	937.7	932.5
	本納町	302.0	282.3							
	一宮町	431.1	419.8	426.8	443.4	465.0	483.7	491.0	506.0	506.3
	睦沢町	209.0	199.4	202.7	213.1	220.2	223.5	231.8	231.6	220.2
	長生村	337.4	325.0	336.1	352.1	369.6	393.9	463.7	490.5	513.5
	白子町	418.1	415.7	424.5	432.5	443.0	445.2	482.1	477.2	468.0
夷隅地区	長柄町	171.4	159.7	160.0	159.2	169.5	175.6	187.4	182.7	181.4
	長南町	194.3	181.7	177.9	175.6	177.6	175.8	173.4	162.6	150.3
	勝浦市	307.1	295.8	281.9	268.3	265.1	268.8	258.3	246.6	235.6
	いすみ市									
	夷隅町	216.7	199.7	195.2	188.0	188.4	184.2	184.9	179.8	172.1
	大原町	336.1	323.2	324.8	318.4	576.1	319.0	313.5	308.2	299.0
	岬町	278.1	268.4	269.8	279.5	291.6	300.5	310.4	307.6	316.7
安房地区	大多喜町	120.3	111.7	106.5	104.0	102.4	101.8	97.7	93.4	88.7
	御宿町	352.0	338.5	338.7	338.8	330.0	319.3	326.2	321.8	318.7
	館山市	509.0	503.2	511.3	512.3	510.2	495.3	479.9	466.5	458.5
	鴨川市			216.9	215.7	216.5	212.1	211.2	203.5	190.7
	鴨川町	295.3	301.1							
	江見町	223.7	207.5							
	長狭町	138.4	131.0							
	天津小湊町	254.3	233.1	222.2	213.0	205.8	196.8	185.9	174.6	
	南房総市									
	富浦町	291.9	279.3	277.9	273.6	261.1	245.2	229.1	221.4	212.2
	富山町	196.6	183.8	184.5	181.7	177.6	169.4	160.6	150.5	142.6
	三芳村	152.4	146.1	140.6	139.7	139.1	139.8	140.1	139.9	137.3
	白浜町	478.9	465.5	458.2	442.1	421.6	388.6	368.8	353.2	327.4
千倉町	480.7	459.4	451.1	434.8	416.2	393.6	373.3	359.2	337.9	
丸山町	175.4	159.0	149.1	145.6	143.7	137.1	133.0	131.0	123.3	
和田町	260.3	240.6	225.9	213.2	203.4	192.7	184.7	175.2	169.3	
鋸南町	311.3	296.4	290.2	285.1	276.2	259.2	245.2	233.0	216.5	

* 国勢調査人口を国勢調査報告書記載の市町村面積で除して計算

◆お詫びと訂正◆

前号の連載第2回に誤りがありました。

【表05】国勢調査人口の推移「印旛地区」におきまして富里村の行を設けるべきところ、誤って富里町の行に当該人口を記してしまいました。富里市は、2002（平成14）年4月1日に市制を施行しましたが、その前身の富里町は、1985（昭和60）年4月1日に富里村から富里町に名称を変更しています。したがって、【表05】の「1965（S40）」「1970（S45）」

「1975（S50）」「1980（S55）」の各列の「富里町」の行に記された数値は、正しくは「富里村」の行をその下に設けて各列に配されるものでした。ちなみに、富里市は、いわゆる「明治の大合併」以降今日に至るまで合併を経験していませんが、これは県内では他に浦安市、鎌ヶ谷市と酒々井町だけです。

以上、読者のなかには不快感を覚えた方もおいでのことと思います。筆者の不注意が招いた誤りでした。お詫びして訂正いたします。



銚子市	
人口	69,372人 (平成22年8月1日現在)
総面積	83.91km ²
市の魚	イワシ
市の花	オオマツヨイグサ
市の木	サザンカ

「東洋のドーバー」 銚子屏風ヶ浦

銚子市役所 平野 寛

銚子市の名前の由来は、利根川の下流部の川幅が広いにもかかわらず、河口付近の幅が極端に狭く、川の水が外洋に流れ出している状態が酒器の銚子の口から酒をつがれている様子に似ているところから起こったというのが定説となっています。

銚子市は、千葉県と同様に、三方を水に囲まれた伝統ある港町であると同時に、風光明媚な観光地です。

市の南東、名洗から旭市刑部岬にかけて約10kmにわたって続く『屏風ヶ浦』は銚子のシンボルともいえる景勝地です。茶褐色の断層があたかも屏風を立てたかのように見えることから名付けられたその雄大な景観は、『東洋のドーバー』とも呼ばれています。

市の東側、関東最東端の犬吠埼に立つ白亜の灯台もまた、銚子市の代表的な景観です。1874年（明治7年）に国内24番目の西洋式灯台として完成した犬吠埼灯台は、全高31.6m、海上を約36kmにわたって照らすことができます。1998年には『世界各国の歴史的に重要な灯台百選』に選ばれました。

この犬吠埼に隣接する君ヶ浜は、『日本の渚百選』の一つです。波が荒いため遊泳には不向きですが、初日の出の名所

として有名です。山頂・離島を除き日本で一番早く初日の出を拝むことができます。

これらの海岸の風景以外にも、漁港や昔ながらの港町の風情を残す町並みや人気ローカル線の銚子電鉄など多くの観光スポットがあります。また、今回はご紹介できませんでしたが、温暖な気候や海などの風土に恵まれ、魚・野菜・果物など『海の幸・陸の幸』おいしいものがたくさんありますので、ぜひ、お越しいただき銚子の魅力を感じていただければと思います。



屏風ヶ浦



犬吠埼灯台

今期の入手資料

センターでは、会員の皆様に資料の貸し出しを実施しています。下記資料等をご入用の会員の方は事務局までご連絡下さい。

また、センターでは、2010年4月以降分について、千葉県の地方自治に関する記事を中心に新聞の切り抜きを実施しています。ご入用の会員の方は事務局までご連絡下さい。

入手資料	著者	発行元	種類	日付
北海道自治研究5月 地域と大学の新しい関係		北海道地方自治研究所	情報誌	2010.6. 1
信州自治研 5月号新連立政権と憲法問題		長野県地方自治研究センター	情報誌	2010.6. 1
月刊自治研6月号 脱コンクリートの行方		自治研中央推進委員会	情報誌	2010.6. 8
公契約を考える	辻山 幸宣	自治総研ブックレット	単行本	2010.6. 8
新たな歴史へ 新たな明日へ		自治労千葉県本部	記念誌	2010.6. 8
事業仕分けと行政評価	菅原 敏夫	東京自治フォーラム	報告書	2010.6.22
自治総研6月号 夕張市政の転換と公共サービス編制の変容(上)		地方自治総合研究所	情報誌	2010.6.22
ながさき自治研49 語ろう熱く 創ろう半島の未来		長崎県地方自治研究センター	情報誌	2010.6.22
地方自治京都フォーラム こんにちは亀山市長		京都地方自治総合研究所	情報誌	2010.6.23
自治研やまぐち 政権交代に伴う地域主権		山口県地方自治研究センター	情報誌	2010.6.23
自治研あいち 公共交通のこれから		愛知地方自治研究センター	情報誌	2010.6.23
北海道自治研究6月 福島町の議会改革に学ぶ		北海道地方自治研究所	情報誌	2010.6.29
介護研通信と・と・と		福岡県地方自治研究所	情報誌	2010.6.29
かながわ自治研月報 地方政府基本法		神奈川県地方自治研究センター	情報誌	2010.7. 1
信州自治研 6月号市町村合併とその後の地域政策を考える		長野県地方自治研究センター	情報誌	2010.7. 6
月刊自治研7月号 政策転換の芽生え		自治研中央推進委員会	情報誌	2010.7. 6
自治研かごしま 政権交代によって地方はどう変わるか		鹿児島県地方自治研究所	情報誌	2010.7.12
公共サービス基本条例を考える	宮本 太郎	公務労協ブックレット	講演録	2010.7.13
みやざき研究所だより 口蹄疫現状と課題		宮崎県地方自治問題研究所	情報誌	2010.7.27
北海道自治研究7月 「森林と共生の最前線」		北海道地方自治研究所	情報誌	2010.7.28
自治研究いわて 施設介護待機者に関する提言		岩手地方自治研究センター	情報誌	2010.7.28
自治総研7月号 夕張市政の転換と公共サービス編制の変容(下)		地方自治総合研究所	情報誌	2010.7.28
自治研とやま7月 地産地消のこころみ		富山県地方自治研究センター	情報誌	2010.8. 2
新潟自治7月 地域自治の充実にむけて		新潟県地方自治研究センター	情報誌	2010.8. 4
ぐんま自治研ニュース参議院選挙の結果と政権の行方		群馬県地方自治研究センター	情報誌	2010.8.10
消えたマチ 生まれたマチ	桜庭 康喜	全国市町村訪問記録編集委員会	報告書	2010.8.17
自治型社会への改革方策	辻山 幸宣	自治総研ブックレット	単行本	2010.8.17
市政研究 10夏号 大阪発市民活動の現在		大阪市政調査会	情報誌	2010.8.17
徳島自治 8月 全国の自治基本条例等策定状況と課題		徳島地方自治研究所	情報誌	2010.8.17
るびゅ・さあんとる 介護職・医療職における職務評価システム		東京自治研究センター	情報誌	2010.8.17
月刊自治研8月号 地域を元気づける祭り		自治研中央推進委員会	情報誌	2010.8.17
地方分権と社会保障 安心の福祉社会を考える		子供のためのナショナルミニマム実行委員会	報告書	2010.8.23
討議で学ぶ自治原論	辻山 幸宣	自治総研ブックレット	単行本	2010.8.23
月刊自治研9月号 市民のしあわせ、職員のやりがい		自治研中央推進委員会	情報誌	2010.9. 7

※月刊自治研・自治総研のバックナンバー、取り揃えてあります。



自治研究センター講演会に参加して

千葉市若葉区役所市民課 赤荻 渉さん

この種の講演を聞くのは約3年ぶりのことで、日頃、マスコミの報道だけで情報を得ることが、いかに大きな間違いであるかを痛感しました。そう感じたのは、国直轄事業負担金の話を聞いたときです。マスコミ報道では、大阪府知事や新潟県知事が国の横暴に対して敢然と立ち向かっている印象があったのですが、講演のなかで「負担金は普通交付税に導入されているので払えないのは、その分を他に使ってしまったからだ。」と聞いて驚きました。

また、財政危機に直面している千葉県の実態についても、赤字は大阪府と千葉県だけなどと厳しい指摘があり、あらためて深刻さを痛感しました。県都である千葉市も深刻な財政危機に陥っており、この二重苦の中で残された公務員生活を送るのかと思うと暗澹たる気持ちになりました。

そうは言っても、厳しくとも実態を知ることには必要なことです。千葉県自治研センターの質の高い研究活動を期待しています。

一般社団法人 千葉県地方自治研究センターの概要

一般社団法人 千葉県地方自治研究センターは2009年12月10日に一般社団法人の認可をうけて自治研究をスタートすることとなりました。

当センターでは千葉県における地方自治及び都市問題に関する総合的な調査研究を行うとともに、自治体関係者、学識経験者及び県民の交流によって、地域に根ざした自治体の政策づくりを促進し、地方自治の振興に寄与することを目的とし、諸活動を行います。

基本目標

- I. 公共サービス基本法の制定や地域衰退という新たな状況のもと、公共サービスの再生を目指す。
- II. 地方分権を進めるため、基礎自治体の重要性を高め自治体政策づくりを行う。
- III. 活動の理論的基礎を学び、調査研究、情報発信など研究者や市民、議員、労働組合など幅広い交流研究活動を行う。

会員を募集しています!

1. だれでも会員になれます。
2. 会員は、以下のとおりです。

個人会員・正会員 1口(年額 5,000円) 賛助会員 1口(年額 3,000円)
団体会員・正会員 1口(年額 10,000円) 賛助会員 1口(年額 5,000円)

【※一括支払いをお願いします。】

特典

正会員になると・・・

- ・「自治研センター」機関誌が送付されます。(年3回)
- ・自治研センターの資料が活用でき、調査研究会などに参加できます。
- ・自治研センター主催の学習会・講演会に無料で参加できます。

賛助会員は・・・

- ・「自治研センター」機関誌が送付されます。(年3回)
- ・自治研センター主催の学習会・講演会の案内が送付されます。

●加入申込みについて

FAX又はメールにて当センターまでお申込み下さい。

会費の種別	個人会員・・・正会員・賛助会員 団体会員・・・正会員・賛助会員	加入口数	()口
個人 または 団体名	ふりがな	ご住所	〒
職場 (勤務先)			電話 () ファックス () メールアドレス

■お問い合わせは

一般社団法人 千葉県地方自治研究センター

〒260-0026 千葉市中央区千葉港4-4 千葉県労働者福祉センター5階
Tel.043-246-0511 Fax.043-246-3918 E-mail:chiba-jk@ubcnet.or.jp

編集後記

このままいつまでも続くのかとまで錯覚するほど暑い夏もようやく終わり、過ごし易い季節になりました。「自治研ちば」も会員皆様のご支援のもと3号を発行することができました。今号は自治総研の高木先生の地方財政に関する講演録をメインに井下田先生、宮崎先生の連載記事、さらに地方自治に現場で携わっている自治体議員の方々に地域のホットな情報を寄稿していただきました。また、公共の担い手としてトータル介護センターの大塚社長に福祉の現場からのレポートをしていただきました。大塚さんは大学の福祉関係の学部を卒業したあと、自治労の組合で書記を経験した後、自らのライフワークである福祉の現場で起業し、活躍をしておられます。

参議院選挙、民主党の代表選と政局続きの夏も終わり、政府与党には腰を据えて、国民が政権交代の成果を実感できる政治を実現してもらいたいものです。国政の方は選挙が一段落しますがすぐに、統一自治体選挙が迫ってきます。当センターの会員として多くの地方議員の方に協力をいただいておりますが、さらに、当センターの研究員が、来春の自治体選挙に挑戦いたします。議員の方々には地方自治の本旨にのっとり、住民が主役の地域をつくるための実践を期待するものです。

事務局長 高橋 秀雄

次回講演会予告

「議会改革について」(仮称)

2011年2月中旬予定

自治研ちば
vol.3

2010年10月発行

一般社団法人 千葉県地方自治研究センター

〒260-0026 千葉県千葉市中央区千葉港4-4 千葉県労働者福祉センター5階

TEL 043-246-0511

編集・印刷 (株)メロウリンク企画 頒価：500円